信頼ある社会へ向けて

企業不祥事究明からの考察

一橋大学商学部経営学科 4 年 1105280m 渡辺 絢子

はしがき

一 応 卒 業 論 文 の 形 が で き た 。 内 容 は ま だ ま だ 不 十 分 で あ る 。 も っ と 調 べ た い こ と が あ る し 、 巻 理 し た い こ と 、 考 え な け れ ば なら な い こ と が あ る 。 し か し 、 今 日 は 提 出 日 で あ る 。

私は卒業論文では、企業と弁護士に関係 テーマを扱いたいと漠然ながらも大学 入 学 時 か ら 考 え て い た 。 私 は 、 春 か ら 法 科 大学院へ進学する。法科大学院の受験 ズンは半年以上あり長かったが、 その間自 己申述書や面接のスピーチで、何度も「 業経営に精通した弁護士になりたい、 不祥事を減らして安心して暮らせる社会の 構築に貢献したい」と述べてきた。 私は将 来どのような弁護士になりたいのか、 その ためにはどのような知識・経験を得るべき か。この卒業論文と院の受験が同時に進ん でいく中で、少しずつ具体的に考えられる うになってきた。この卒業論文は、 私 の 弁護士像へ向けて、「第一歩」的存在である と思う。

幸いにも、卒業まであと約3ヶ月ある。卒業論文として形に残すことはできないかもしれないが、この論文の不十分な点をじっくり調べ、整理し、考えていきたいと思う。

さて、大学生活 4 年間は短かったような 気もするし、長かったような気もする。大 学での授業やイベント、クラス、ゼミ、 寮生活、アルバイト、 活、 院の試験等々 それぞれにたくさんの思い出がある。 真 剣 に取り組もうと思えば思うほど、 大変だ うことがたくさんあった。でも毎日イ の中を通学し、週末は祖父母の山へ農作 業の手伝いをしにか邪魔をしにかしていた 時には思いもよらなかった楽しいこともた さんあった。この4年間で私自身、 様々 な面で変化・成長した と思う。

大学生活後半は、 ゼミテンのおかげで楽 しく過ごすことができた。 ゼミで初顔 合わ した時は、 知り合いも他の女の子もいな < て戸惑ったけれども、今は素敵な仲間に 会えて幸せだと思っている。これまで所 出 して きた部活等とはまた違った居心地が ゼミにはある。 ゼミでの勉強はもちろん、 院の試験や私事でも励ましたり、 助けたり てくれてありがとう。皆の活躍を祈って います。

そして、お忙しい中私たちのために時間をとってアドバイスしてくれた院生の方々、 ゼミでの勉強だけでなく、進路についてま で相談にのってくれた厳しく優しい谷本先 生、2 年間本当にありがとうございました。

2008年 12月 16日 渡辺 絢子

目次

はしがき

第1章	企業不祥事と社会	1
第1節	続発する企業不祥事と社会の反応	1
第2節	企業不祥事とは	3
第3節	信頼ある社会への可能性	6
第2章	企業の社会的責任	9
第1節	CSR とコンプライアンス	9
第2節	責任ある経営への取り組み	20
第3章	組織視点による企業不祥事	30
第1節	企業組織への着目	30
第2節	経営組織論の基礎概念	37
第3節	企業不祥事の先行研究	51
第4章	事例研究	66
第1節	事例研究へ向けて	66
第2節	雪印乳業株式会社	67
第3節	雪印食品株式会社	76
第4節	株式会社不二家	80
第5節	事例研究からの考察	88
第5章	社会からの信頼を求めて	93
引用文献一题	 数 見	95
alm iidi –	_ 些	07

第 1 章 企業不祥事と社会

第 1 節続発する企業不祥事と社会の反応2007年の「今年の漢字」に「偽」が選別れた。2007年は、特に食品会社に協会は
は、特に食品会社に協会
は、特に食品会社に協会
は、特に食品会社に協会
は、おいるのではないである。取 限 や 消費期限の不正表示のように
要 け、価格よりも原材料等の表示
を 会はうになったようだ
の 意識は高まったようだ

このような事件は不祥事として騒がれるが、不祥事は食品業界だけの問題ではない。この10年を振り返ってみても、1999年のJCO臨海事故、2000年の三菱自動車にるの大量のクレーム・リコール隠し、2002年の東京電力・東北電力・中部電力によるの東京の虚偽記載・隠蔽、2003年のNTTが会による個人情報漏洩事件、2004年の余光に対策でのおり、時間にはなど様々な業界で企業不祥事が起きている。

また企業不祥事は最近の問題でもない。戦後間もない 1948 年の昭和電工の贈収賄事件や、1980 年代のリクルート事件等があるように昔からの問題である。確かにせれるとなりの問題である。確かに対めるとなりである。を挙が明るみになり、最近特に企業不祥事が多いように感じるのは、企業に責任を問い、

 ア カ ウ ン タ ビ リ ティ を 求 め る よ う に な っ て

 き て い る 社 会 の 変 化 が ー 因 と し て あ る だ ろ

 う 。 今 企 業 が 何 か 問 題 を 起 こ せ ば 、 特 に 厳

 し い 批 判 に さ ら さ れ る こ と に な る 。

図表1-1 不祥事年表

1999 年	JCO 東 海 事 業 所 で 臨 海 事 故 発 生
2000 年	雪 印 乳 業 の 乳 製 品 で 集 団 食 中 毒
	三 菱 自 動 車 で 大 量 の ク レ ー ム・リ
	コ ー ル 隠 し
2002 年	東京電力・東北電力・中部電力原
	発 点 検 の 虚 偽 記 載 ・ 隠 蔽 事 件
	三 井 物 産 、国 後 島 発 電 施 設 で 不 正
	入 札
	雪 印 食 品・日 本 ハ ム 牛 肉 偽 装 事 件
	日 本 信 販 、 総 会 屋 へ 利 益 供 与
	ダ ス キ ン(ミ ス タ ー ド ー ナ ツ)無
	認 可 添 加 物 入 り 肉 ま ん 事 件
	三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク 車 輪 脱 落 死
	傷事故
2003 年	N T T ド コ モ 関 西 な ど 相 次 ぐ 個 人
	情報漏洩事件
	日本生命、不当表示
	水 道 メ ー タ ー 1 9 社 の 談 合
2004 年	新潟市公共工事で大手ゼネコン
	談合
	明 治 安 田 生 命 保 険 大 量 の 不 払 い
	西 武 鉄 道 株 虚 偽 報 告
	カネボウ粉飾決算判明
	三井物産子会社、ディーゼル排気
	装置のデータ捏造

	JF	ΈE	ス	チ	_	ル	不正排水、データ改
	ざ	h					
2005 年	耐	震	強	度	偽	装	問 題
	≡	井	住	友	銀	行	、金融商品違法販売
2006 年	村	上	前	代	表	逮	捕

本論文では、「社会」という言葉が何度も出てくる。この言葉を定義することは難しい。本論文では「社会」について、企業が存在している場であるが、企業と社会の関係を考える時は企業の各ステイクホルダーの集合と捉えておくことにする。

第2節 企業不祥事とは

て、 前節で企業不祥事は昔から様々な 業界で起きていると述べたとおり、 企 業 不 事の内容は多種多様である。 たとえば、 株式会社不二家は 2007 年に衛生管理、 管理のまずさが厳しい社会的批判にさら れることになったが、健康被害者を一人 出していない。一方、株式会社 JCO が起 し た 臨 海 事 故 で は 被 曝 に よ っ て 死 者 が 2 出ている。 またカネボウ株式会社による 飾決算は身体への害がない問題である。 このように企業が起こした問題の内容は大 き く 異 な る に も か か わ ら ず 、 こ れ ら は 一 括 して企業不祥事と表現される。

では、「企業不祥事」とはいったい何なのか。本節では、「企業不祥事」の定義とそれに関連する表現である「企業犯罪」や「法

令違反」との関係について明らかにしていく。

(1)企業不祥事

まず「企業不祥事」について検討する。 不祥事とは、 関係者にとって不名誉で好ま しくない事柄・事件である 言葉とし 不祥事をもみ消すとか、二度と不祥事 を起こさないようにしますなどと使われる。 これらから、不祥事をより詳しく説明する らば、 社会に明るみにでたら、 企業 評価などが下がる企業にとってマイナ スの出来事であるといえるだろう。 とす 企業不祥事は企業と社会の関係を なければあらわれてこない言葉であるだろ う。

だが、 企業の名誉・評価が下がる事象す べてを企業不祥事と表現することは妥当で はない。 現在、名誉・ 評価のはかり方は、 株 価 や ROE、EVA、 レ ピュ テ ー シ ョン、 やすい会社ランキング等々多 種多様に 在する。 また、数値に正確に表れない評 それに経営活動は動的側 あるだろう。 があり、 働きやすい会社ランキングの順 位 時々刻々と変動する株価 落ちたから、 が 少下落したからなどといって、 直ちに不 祥事ということはできない。

それではここで、社会で不祥事と表現される事象をもう一度見直してみると、何らかの社会的常識、規範に反したことが原因

(2)企業犯罪・法令違反

次に「企業犯罪」と「法令違反」について、言葉の意味と「企業不祥事」との関係について検討する。

「犯罪」とは、刑罰を定めた諸規定の構成要件に該当する違法・有責な行為、法益侵害行為である。「企業犯罪」とは、企業が犯罪行為をすることと捉える。企業が犯罪

行為をすれば、刑事責任が問われることに り報道され社会的批判にさらされること にな る。 企業によって程度は異なるだ ろう が 株 価 やその他の評価も悪影 響 を受 け だ 3 う。 実際、 西武鉄道やコクドには刑 が科され、 コクドは解散に至った。 罪は企業不祥事の典型例ということがで きる。

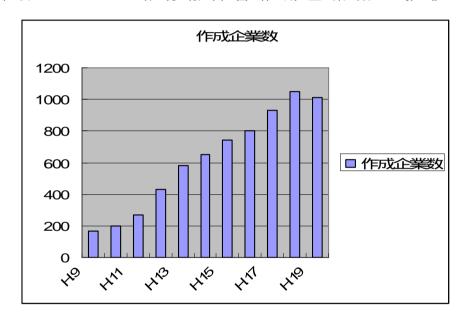
「法令違反」とは、文字通り捉え、 法 律 よび命令に反することとする。 企業は社 お の一構成主体として、責任をもって経 民事法や行政法も遵 ていく必要があり、 していくべきだと考えるからで あ 法もこの法律に該当するから、 犯罪 は法 違反の一つということになる。 法令 違 反 明らかになれば、 企業の名誉 評価 に も 影 響 を 及 ぼ す こ と が あ り 、 企 業 不 祥 事 の 例 といえる。

第 3 節 信 頼 あ る 社 会 へ の 可 能 性

繰り返しになるが、企業不祥事は昔かららるが、企業不祥事は一番からられる。人が罪を犯さされる。人が罪を犯したが動かす企業も罪を犯さななる。とはなる。とはなる。とはない。となるになる。

社会では 1990 年 あ た り か ら 、 企 業 の 社 会 的 責 任 論 が 再 興 し 、 企 業 倫 理 や 経 営 倫 理 の 議 論 も 高 ま っ て き て い る 。2003 年 は CSR 元 年 と も い わ れ る 。 C S R 報 告 書 を 発 行 業も増加傾向にある。 次の図 表の環境 報 環境省は 「環境報告 ガイ 書には、 ド ラ 1 」の中で CSR 関連情報を含むもの も 告書とみなすとしている ことから、 も含まれている。

図表1・2 環境報告書作成企業数の推移



出所: http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kig yo/h19/gaiyo.pdf より作成

社会では会社法改正で大会社に対 方、 して内部 統 制 シ ステムの 構 築 義 務 を 課 た 内 部 通報者保護 法 が 制 定さ れた IJ て 企 業 不 祥 事 起こ に ょ う に、 を L < < る手段が 整備されてきている。 こ のよ う な 社会の動きに、 信頼ある社会の醸成を期待 することができそうである。

しかしこのまま で、 企業不祥事を起こし 頼で繋がれた社会を醸成し に くくし、 信 て できるだろうか。 ことが 企 業 や社会 は ある社会の醸成にむけて、 どのような 向に今後進んでいくべきだろ うか。

2 章 を 企 業 の 社 会 的 責 任 と 題 して、 信 社会を醸成していく経営の あ IJ あ る 方 ゃ そのための現在の取り 組みを整理 そ す て第 3 章 は 組 織 視 点 に よ る 企 業 不 祥 لح て、 組織 文化論の視点から 企 業 不 発生過程を 観 察 分析でき る可 能性 は事例研究と 第 4 章 で 題して 起きた企業不祥事の発生過程を 組 織 文 化 視点からひもといていき、 この問題につ いて考えていきたいと思う。

財団法人日本漢字能力検定協会が、その年をイメージする漢字一字を公募し、最も応募数の多かった漢字をその年の世相を表す漢字として清水寺で発表する。産業経済新聞、2007年 11月 20日。広辞苑第5版

環 境 省 [w2]p.1 0

h t t p : // w w w . e n v . g o . j p / p o l i c y / r e p o r t / h 1 9 - 0 2 / c h p t 1 . p d f

第 2 章 企業の社会的責任

第 1 節 CSR とコンプライアンス

信頼ある社会の醸成に可能性がある理由として、企業の社会的責任の議論の高まりがあると前章で述べた。また度重なる不祥事を受けて、社会ではコンプライアンスという言葉が声高に叫ばれている。

これらの言葉が かし論者によって、 す意味は微妙に異なる。 コンプライ ア (compliance)の一般的訳語として、 法 令 遵 守があてられている が、 こ の訳に異議 る人もいる。そこで本節では、 CSR to アンスについてどう捉えるべきか ンプラ 1 を明らかにしていく。

CSR と コ ン プ ラ イ ア ン ス と N う 言 葉 を ードにして、いくつかの文献に あ た で、 論者によってこれらの言葉の意味が 異なるのは、 妙 に 論者の立場が異なるこ とが原因にあるようだと分かった。そこで、 CSR やコンプライ くつかの アンスに ての理解を整理、 検 討 し な が **5**、 本 論 文 CSRやコンプライアンスの لے る 定義に で ついての理解を深めるこ とにす る

CSR や コ ン プ ラ イ ア ン ス を 論 じ る に 際 して 、 CSR の 観 点 か ら コ ン プ ラ イ ア ン ス を 捉 え る 立 場 、 コ ン プ ラ イ ア ン ス の 観 点 か ら CSR を 捉 え る 立 場 、 企 業 倫 理 の 観 点 か ら CSR と コ ン プ ラ イ ア ン ス を 捉 え る 立 場 が ある 。

CSRの観点からコンプライアンスを捉える立場の論者には、谷本や水尾・田中がいる。

谷本は、「CSRとは、企業活動のプロセスの人性や倫理性、環境やーに、境がターの人ので、ないないで、ないないで、ないないないで、ないないでは、CSRを基本的になるにといいないでは、CSRを基本的にある。 対する。を基本的にあるにといいる。 対する。を基本的の方にある。 対対にある。 が元にある。

図 表 2 - 1 CSR の 三 つ の 次 元 CSR = 企 業 経 営 の あ り 方 そ の も の を 問 う

経 営 活 動 の あ り 方 経 営 活 動 の プロセスに 社 会 的公 正性・倫理性、環境や人権などへの配慮を組み込む 戦略的取り組み

環境対策、採用や昇進上の公正性、人権対策、製品の品質や安全性、途上国での労働環境・人権問題、情報公開、など

法 令 遵 守 ・ リ ス ク 管 理 へ の 取 り 組 み と

企業価値を創造する積極的取り組み

(イ ノ ベ ー テ ィ ブ な 取 り 組 みの 必 要)

地域の社会的課題への取り組み:社会的 ¥

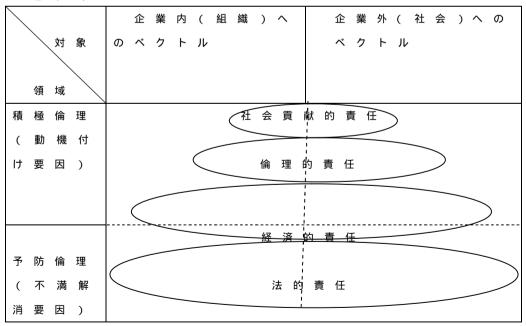
7	未						
	社会的商品・サービス、社会的						
	事業の開発						
	環境配慮型商品の開発、障害						
社 会 的	者・高齢者支援の商品・サービ						
事 業	スの開発、エコツアー、フェア						
	トレード、地域再開発にかかわ						
	る 事 業 、 S R I フ ァ ン ド 、 な ど						
	新しい社会的課題への取り						
	組み						
	(= 社 会 的 価 値 へ の 創 造 : ソ						
	-シャル・イノベーション)						
	企業の経営資源を活用したコ						
	ミュニティへの支援活動						
	1)金銭的寄付による社会貢献						
社 会 貢	2)製品・施設・人材等を活用						
献 活 動	した非金銭的な社会貢献						
	3)本業・技術等を活用した社						
	会貢献(コーズ・マーケテ						
	ィングも含む)						
	戦略的なフィランソロピー						
	への取り組み						

出所: 谷本[15]p.69 より

水尾・田中 は、米国経営学者 Davis とBlomstrom の定義を参考にしつつ、「CSRとは、企業組織と社会の健全な成長を保護し、促進することを目的として、不祥事の発生を未然に防ぐとともに、社会に積極的に貢献していくために企業内外に働きかけ

る制度的義務と責任」と定義する。そして ついて 2 つ の 枠 組 み を 提 起 し て その内容 に Γ いる。 第 1 は、 企業が働きかける 対 象 Γ 企業内(組織)へのベク しての -ル 「企業 外(社会)へのベクトル が あ これは言葉を換えれば企業のステイ クホルダーということになるという。 は、取り組む領域として、「予防倫理」と「 倫理」の2つの方向から規定することが るという。この枠組みをもとに、 責任として、 法的責任、 経済的責任、 倫 的責任、 そして社会貢献的責任の4つが るとする。 コンプライアンスは法的責任 で論じられることになる。

図 表 2 - 2 CSR マ ネ ジ メ ン ト の 基 本 コ ン セ プ ト



出所: 水尾・田中[9]p.10より

次に、コンプライアンスの観点から CSRを捉える立場の論者として、浜辺、郷原を紹介する。

辺 企業の社会的責任は、 浜 は、 価 立的な概念であるため、どのようにでも展 で き る 多 義 的な性格を持ち、曖昧である。 定 義 ゃ 範 囲は時代とともに移り変わっ き てい ると言いつつ、 企業の社会的責 い て、「 会 社 は 営 利 目 的 の 活 動 を す る ば に はなく、社会的な存在である以上は、 か 1) で してさまざまな貢献をすることに 会 に 対 社会的責任を果たすべきであ ょ て 解 している。

そ てコンプライアンスでは、 法 令 レベルの規制だけでな < 、 の政 府 行 動 規 て か 務基準をも遵守の対象と L ح 実 L١ < 特にほかの が不可欠であ る。 企業 の とな るべき大企業や企業 ブ ラ ン ド を 売 に している企業には、 法令 の 規 制 以 倫理的な行動も期待されている。 そ こ に 新たな 企業文化や高い信用の創 造と いもあ る。 こ うした行動 規範 せ 実 務 基 لح て具体化 践 社 内 ル ール し し、 実 す 系がコン プラ 1 ア ンスであ る لح いう

CSR と コン プ ライ アンスの関係について 結局のところコンプライアンスを広く CSRとほとんど重なるのである。 捉 え れ ば 法的規制との距離のとり方とし か U ライアンスが法的規制 コ ン プ をよ く捉え、本来的に法的規制を中心に発想

する。その意味で、 CSR の 具体的 な実践法の一つがコンプライアンスであるともいえるし、コンプライアンスは CSR の重要な内容であるともいえるという見方が妥当だろうという。

郷原は、コンプライアンスを「社会の要請に応じていくこと」と理解している。そしてこの考え方によれば、「企業が果たすべき社会的責任」としての CSR は、コンプライアンスとほとんど重なり合うことになるという。

そ うなると、コンプライアンスは の 社 会 的 責 任 」と し て の CSR と 同 じこと に ってしまうのではないかとの疑問もあ しかし、少なくとも、 るだろ う。 従 来の 本企業における CSR と、「社会的 要 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$ としてのコンプライアンスと 適応 の J には大きな違いがある。最も大きく異な る は、「問題解決」のための手段である。 来 の CSR は、企業として社会的責任を果た ための活動をしていることをアピールす 広報活動」 としての性格が強かった。 る れに対して、「社会的要請への適応」とし て のコンプライアンスは、 社会的要請、 ま たはその要請を受けて明確化された企業 方針に反する行為あるいは状態が存する に、 それを解消・ 是正するための具体的 活動を重視するところに特徴があるという。 最 後 に 、企 業 倫 理 の 観 点 か ら CSR と コ ン

プライアンスを捉える立場の論者として、

梅田を紹介する。

は、CSRを明確に定義することは 梅 田 していないが、CSR について次のように説 している。今日的な CSR を説明す るには、 ず、「トリプルボトムライン」と「 ステ 1 ホルダー」というキーワードを 押 さ とが大切である。 そのうえで そ の 結びつけるものとし \Box を て Ξ ーシ というプロセスが重要 な意味 3 ン J と、そして、その「 ているこ も 」は「インテグリティ」「アカ シ ン 3 ン ビリティ」「トランスペアレンシー」 ゥ タ いっ た倫理的な概念に支えられてはじめ ホルダーと企業との間の真 ス テ イク とができるということを 関係 を 築 < こ ることが大切であ る 識す

Ξ = ケーション」といっても、 ュ 接 に 面 と向かったやりとりのことを意味 L١ るわけではない。企業の側から社会 けて行われる自主的な情報の 開 向 示 ゃ 広 宣伝活動を通じた情報提供があ る 社会の側においては、 消費者 側 か **らの** や改善提案、 企業に対す る 評 価な ど、 業に向けて情報やメッセージが発信 され このような情報の双方向的な 交換やや コミュニケー りとり が シ 3 ンであ る。

その一方で、企業にとっては、何をするにも社会的大義が必要である。大義の内容は個々の企業が決定すればよいが、企業というものが「社会的善」に資するために存

在するという原点を忘れてはならない。 心ながら くと、 補 足 し てお 企業が「 社 会 に迷惑 をかける ことは社会的善 の J 献にな とすれば、 業 スの貢 る。 企 が 社 に迷惑 をかけない」 ために取り 組 む こ لح は 社 会 的善 に プラスに貢献す る こ ے に な とい う 意味が含まれるというこ とだ 以 ド 、概 念 、要 素 を 、経 営 理 + ワ の中で統合し、 営 戦 略 実践に結び付 けて لح が CSR である。そして最後に け 付 言 ると、 企業というものは、 す C S R 熱心に取り組んだとこ に 3 で、 利 益 追 求 か 完全に自由になることは でき な *١*١ 。 しか 、同時に CSR は 倫 理 や 大 義 を 抜 きに るべき ではないということを忘れて は 要 る に 、 C S R は 根 底 で 企 業 倫 理 ない。 す ているのだという つなが つ

そ L て、 コ ン プライアンスに ついては、 ょ う に 説 明 す る。 \Box ン プ ラ イア ン ス Γ コンプライ は 基 本的に は ア ン ス プロ して呼ぶ ラ Δ のこ とを 短縮 ように J も で 法 令を 遵 守す る体制や仕組みの の . すのが一般的で 指 لح を あ る

谷本の 捉え方 は、 CSRを企業と社会の 互 関係性 から大きく捉えている。 そ う す لح 企業活動に責任が伴 で あ 5 ゆ る う る え る こ とがで き ょ うに なる 企業 活 に影響 を 及ぼす可 能性が は社会 あ る لح は法人格が与えられ、 主 企業 権 利 義務 体になることを考えると、 企業は大抵合理 的である必要があり、いかなる企業活動に 責任が伴うと考えるべきである。したが って、谷本の定義に妥当性があると考える。 ・田中も谷本と、CSRの観点から 水 尾 ライアンスを捉える立場にある点で共 る しかし、 考え方に違いはある。 \blacksquare 中は第一に法的責任、 第二に経 済 第三、 第四に倫理的責任、 社 会 (裁量的)責任と続く。経済的責任は、 法 責任が遂行された上で果たさなければな ないもの、 倫理的責任は、 第一第二の 6 が確実に達成された上で果たさなけれ ら な い も の ... と 上 に 第 一 第 二 と 責 任 が 積 るように表現されている み重な

か し、 責 任を段階的に捉えるべきでは ように捉えると、 経済的責任 ない。 この たとえば赤字経 果た されていない時、 時 、 倫理性を無視してでもまず経済的責 任 を果たさなければならないということに これは利益を生み出すためな **5**、 人 害も許されかねない経営方針に つなが 険性を含んでいる。 これに対し て、 倫 理 として法があり、この段階で 最 低 限 は法 責任が果たされているはずだから、 そ 的 うなことは起きないという反論があ る しかし、 法は完全ではあ しれない。 対にすべての人権侵害を予防し救済 絶 る こ とができるとはいえない。とすれば、 は常に経済的責任と同時に倫理的責任 も果たすような経営をしなければならない。 よって、 C S R について積み木の捉えられ方は妥当ではなく、 同時に存在する責任として捉えられるべきである。

ン プ ラ ンスの観点から C S R 1 ア を 捉 の考え方は、 え る 浜 辺 ے 郷 原 コンプラ ァ 1 لح 法令以 上のこ を守ると 考え てい で 共 通 す る コ ン プ ラ 1 ア ン ス ے は法 遵守 る ۲ لح る 考え に す こ す 対 L て は 法令だけ を 遵守 す る とい う 意 味 で 理 形式的な辻褄合わせ す と、 を う る U ょ た 法 令の本来の目的に沿 った行 IJ 動 ح 5 脱法 な か つ た IJ 的な行為を U た IJ さ 5 に は 発 覚 しさえ しなければ よいの だ え 方に 陥る こ とも 3 う لح い った 考 あ る は法 極 論 に な る が 企 業 令に 違 反 7 な 限 1) もよいということに な L١ 何 を して 批 لح 判 いる (ちなみに、 谷本と水尾 て \blacksquare 中 は 法令のみ とはしていないが、 そ J 5 に ン プ ラ 1 ア ンスは法令 を守 る \Box 上 る という特別の記述は な で あ L١ 者 の 批 判 は 確 かに 単 純に コ ` ン ス = 法 令 遵 守 ح す る لح も لح も つ で J も れない。 かし この 批 判は U U 定 義 に ょ る とかわすことができ \Box 本 の プ ラ 1 ア ン ス を CSROの次元におき、 Γ ラ 1 ア ン の根幹に は 経営活 プ ス セス に 社 会的公正性 • 倫理 性 環 境 どへの 配慮を組み込 むこ ح な ı لح いう で、 法令を守 るこ えが あ るの لح に お いて 法 令 の 本 来 の 目 的 を ふ ま え て い る こ と は 当

前提となっているからである。 であ り、 す る と、 浜 辺 • 郷 原と谷本のコ ンプライ スが意味する内容 は同 じで、 観点の違 いから説明の仕方が違うだけかも しれない。 に、浜辺と郷原の CSR の 捉 え 方を 検 討 コン 浜辺も郷原も、 CSR Ł プ ラ 1 ンスの意味が似ている点で共通 し てい を果たすために 営 利 i刀 は、 CSR追 は別 個 に、 社会へ貢献 をすべきだ لح L て ち 企 業 が余裕のあ る 資 源 も ろん、 で本 لح は 別に社会へ貢献するというのも CSR果 し、 た す つに な る لح 思 う しか C S R 本 質 そ う 捉 える ことは できな *١*١ 。 を 企業 営 利 追 求の過程で、 的 で あ る 社 会 的 な تے 品 ビ ス を 開 発 し 社会へ貢 献 لح も 可 能 で あ る し、 企業の活動 が社会 響 力を持 て大 き な 影 ている 現代 社 つ で は、 企業の本業のあ り方において責任あ 行 動 を とることが重要だからであ 方 原は、 メセナ(社会貢献活動)に 郷 いて 言 及 L これを企業の責任領域の範 لح て **いる。コンプライアンスや** CSRことで当該企業に対 れ を 怠 す る 社 る 批 判 や非 難に結びつくことがあ IJ 得 る が 乂 セ ナ はそれを行うこ とで社会的評 価 を 受 あ っても、 行わなか ゖ こ لح は つ た か 6 判されることはないという っ て 批 の が そ 理 して述べられている。 由 ے しかし 批 るか受けないかで、 受 け 社会か 5 要 れているかいないかを判断し、 責任の

の内か外かを分けることには疑問を感じる。 社会的評価を メセナ を 行 って 受 け ょ うが受 ま いが、 企業がメセナを行 うこ とは 社 会 企業 として責任を果 ے に け る た す こ る こ とができる 一方で、 企 業 0 には 社 にも資源の使い方をステイ 貢 献 活 動 す る ホルダーに 説 明す る責任があ る 。よって、 責 任 領域の外にあ ナ は るのではな く責 領域の内と考えるべきであり、 郷原の捉 え方に賛成できない。

後に、梅田の CSR とコンプラ 1 ア ての捉え方を検討す しし る 梅 田 は ラ 1 ァ ンスとは法令を遵守する 体 制 仕 を指すとしている 組み のこ ے こ の捉 え 方 とんどの場合 企 業 は ほ 組 織 で あ はな < 組織が法令を 守 る لح う 人で L١ لح ・仕組みを整 体 制 いる こ لح が は って に な ければならないと考えるこ ۲ がで た で 参 考 にな った。梅田の C S R に つ い CSRの捉え方は立場 え方と谷本の 捉 内容はさほど変わら も、 な い よ しかし、企業は CSR を熱心に え だ ろ で、 利益追求から 完全に ے こ な る ことはできないという記述 か 利 に 6 追求を CSRとは別のものと 捉 え いる て あるとみた。 利益を追求す 性 が ے 株主への責任を果たすという点で も C S R の一要 素 と捉えるべきであ る

以上から、谷本の定義にのっとって CSRとは、企業活動のプロセスに社会的公正性

や 倫 理 性、環 境 や 人 権 へ の 配 慮 を 組 み 込 み 、ス テ イ ク ホ ル ダ ー に 対 し て ア カ ウ ン タ ビ リティ を 果 た し て い く こ と 、 コ ン プ ラ イ ア ンス と は 法 令 を 遵 守 す る こ と で あ り 、 C S R の 三 つ の 次 元 の の 要 素 で あ る と す る の が 妥 当 で あ り 、 適 切 で あ る と 考 え る。

第 2 節 責 任 あ る 経 営 へ の 取 り 組 み

CSR や コ ン プ ラ イ ア ン ス の 定 義 を 確 立 す る に あ た っ て 、 CSR は 企 業 の 経 営 活 動 の あ り方そのものにおいて考えるべき であると 企業と社会では、この CSR という した。 象 的 概 念 を 実 際 の 経 営 活 動 に 反 映 さ せ るべ さまざまな制度が整備されてき ている。 その整備は、 国レベル、 業界レベル、 レベルとさまざまなレベルで行われている。 たとえば、責任ある経営への取り組みと して、内部統制やコーポレートガバナンス、 内部告発、内部通報、コンプライアンス・ プログラム等が代表的に挙げられる。他に、 責 任 あ る 経 営 へ の 取 り 組 み を 広 義 に 捉 え れ ば、リスクマネジメントなども含まれるだ また第 4 章の事例研究で出て う。 < ISO9000s や HACCP も 責 任 あ る 経 営 へ の 取 り組みと見ることができる。一方、 社 会 ら企業に責任ある経営への取り組みを促 す も の と し て 社 会 的 責 任 投 資 (SRI)が あ る 。 内 部 統 制や内部告発についても法整備を進 ることは、社会側からの取り組みの側面 であるといえる。

では、 以上の取り組みをみていく。 とは、 部 統 制 会社の 目 的 で あ る 事 を遂行す るに際して、 企業 集団を 含 む 会 ベて 業 務が法 定款 の 令・ に 適 合 U 効 され、 かつ、 に 運 営 適切 に IJ ス クが 管 理 れた状 態で運営される ょ う、 取 締 役 に って作り上げられる業務管理体制のこと を いう。

内部統制という言葉が社会的に取り上げ る よ う に な っ た 契 機 は 、 COSO(the Committee of Sponsoring Organizations Treadway Commission: \> \bullet ドウ イ委員会・米国公認会計士協会 米 国会 学会、内部監査人協会、管理会計 士 協 務担当経営者教会の5 寸 体か 5 構 成 さ 組織)が、 8 0 年代に米 で財 務 報 告に た 玉 不祥事が多発したこと る を 受 て、92年 ゖ に 部統制の統合的枠組み لح いう レポ 内 \vdash 出 したこ とにある。 日 本 で も、 旧大和銀行ニューヨーク支店の巨 年 月 失事件に する株主代表訴訟や 関 年 4 月、 旧神戸 製鋼所が総会屋に利益供与 った ことに 関 る株主代表訴 す 訟に お て 大企業の取 締役会 は、 違 反 行 為等 が な さ れないように 内 部 統 制 シ ステ Δ を構 築 べき 義務があ る という 判断 が出 さ れた。

日本の主な内部統制の枠組みとして、会社法(2006年 5月 1日施行)や金融商品取引法(2008年施行)がある。

コーポレートガバナンス について、一

般 的 に 統 一 さ れ た 定 義 は 存 在 し な い よ う で あ る 。

欧米ではコーポレートガバナンスという 株式公開会社が議論の対象とな IJ、 ガバナンスにおいて最 も重要だと考え られ ているのは役員、 従業員をどのように 主のた めに働かせるか、 そのために 株 主 ための適法性と経営効率向上のため モニタリングシステムが構築された (会社の事業執行で社長や役員が暴走 とを株主のためにけん制する機能)で 般的に 自分で自分をけん制する 難のわざなので、 執行者と監督者 を 分 ゖ 責任など、 ょ うな 体制や権限、 法 律 外 で 遵 守 す べ き 自 主 ル - ル が 定 め ら れ いる。

方会社共同体論の根強い日本において は、 長い間会社の経営機構 論とでもいうべ ₹ 社 機 関 の制度論 に終始 してきた。 本 会 場合、 経営者は経営能力を評 価されて 従 5 なった人が多 < 、 そうした経 経 力を提供し、 従業員はそれぞれの 営 能 じた能力を提供し、 株主は資 責に応 供 る。 社会はその他も ろ も ろ の資 源 終 営 環境を提供する。 そうした意味でそ れが対等で、 頼 関 係が先にあ 信 つ て、 問 に直面したらお互いに協調し 柔 軟 に対 していこうという思いで仕事をしていた (調和の世界)。

ところが、世界経済の中での存在感が増

してく ると、日本の中だけでの論理が通用 な < な る さ らに 1990 年代に 入 1)、 バ 大きな金融機 ル経済崩壊に よって、 関 を め 多くの企業の経 営破たんに伴う 任が株主との関係においても社会と の 関 お い て も 問 わ れ て き て 、 ガ バ ナ ン ス 論 に が盛んに な っている。

コーポレートガバナンス 本 論 文 では、 は、 企 業 経 営に株主をはじめ利 害 関係 者 いは社会各層 の声をいかに反 映し 終 を 公 正 なものにしていくかの枠組みと理 くことにす し て お る

内 部 告 発 とは、 企業の内部の人間が 部に対して当該企業の問 企業 の 外 題を 眀 る。 に す る こ لح で あ 内 部 告 発 に は、 告 が 報 行 為 を 受けるリ ス ク を # 復 負 て U つ 務規律違反行為と う لح ゅ 服 U て 懲 戒 処 対象に なるおそれがあることなど 現 実 に 樣 セ な 障害 が あった。 しかし、 内 部 は、 企業組 織や経営者を正すことがで に き 可 能性があ IJ、 必 要 性はある 方 内 告 者 を 守 る必要性もあ る。 2 発 こ の つ ഗ 法を 要 性 を満たすた めには、 整 備 す であ るという議論が高ま った。 そ て ₹ 2006 年 4 月 1 日 、内 部 通 報 者 保 護 法 が 施 行 されることになった。

の法 律の 目的は、 公益通報を したこ لح 理 雇の無効並びに公 を 由 ے す る 解 益 通 報 に や行政がとるべき措置 関 事 業 者 を 定め 通報者の保護を図るとともに、 で、

民の利益の保護にかかわる法令の遵守を図 も つ て 玉 民 生活の安定及び社会経済の と で あ る (同 法 第 1 条 参 照)。 健 全 に 資 す る こ では内部告発の負のイメージを払 の法律 拭するためと保護の対象を明確化す る ため、 公益通 報 という新たな概念が作 5 れ ı そ L て、 通報先が内 部通 報、 行 政 等の外 部通報 報、 マ ス \Box Ξ の順 に 者保護の要件が段階的に 厳 しくな つ て 業 は通報 が監督 官庁やマ ス 企 \neg Ξ に てなされることを大 変 嫌 うため、 企 業 内 効な通報処理体 制があれば、 に有 まず 部 に 通 報 がいくように誘導する制度設計と な ってい る

ライアンス・プログラム \Box ン プ とは、 ップのリーダーシ ップ 綒 とコミ ット 理 経 営 値観の共有化と行 人 念 価 動 憲 章 行動基準の周知徹底、 これを す る 践 体 制 として、 遵 守 体 制およびフ 実 ア ップ体 制、 を社内の実情に合わせ オ 構 築 す る ことであ る。

ス ク マネジメン -については、 定 が そ もそも企業経 とは IJ あ る。 営 テ 1 クであ τ リスクのない事 業 つ な 在 しない。 その意味で企業経 営 自 体 がリ IJ、 ネ ジメ ン であ あら マ **|** ゅ る 個 々 事にもリスクマネジメントの側 面がある といえよう。

リスクを広く捉え、「事象発生の不確実性」と定義し、リスクには損失等発生の危

険性のみならず、 新規事業進出による は損失の発生可能性等も 含む。 この ょ スクを広 く捉えた上で、 企業の経 営 活 てはめて考えると、リスクは以下の 動 に 当 ょ う に 考えられる

事業機会に関連するリスク:経営上の戦略的意思決定に係るリスク

- ・ 新 事 業 分 野 へ の 進 出 に 係 る リ ス ク
- ・商品開発戦略に係るリスク
- ・ 資 金 調 達 戦 略 に 係 る リ ス ク
- ・ 設 備 投 資 に 係 る リ ス ク

関 る リスク: 業 活 動の遂行に 連す 適正 つ 効 率 的な 業 務の 遂 る リスク か 行に 係

- ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス に 関 す る リ ス ク
- ・ 財 務 報 告 に 関 す る リ ス ク
- ・商品の品質に関するリスク
- ・ 情 報 シ ス テ ム に 関 す る リ ス ク
- ・事務手続きに関するリスク
- Ŧ ノ、 環境等 に関 する 八 ザードリスク れら の リス クを発 見 • 特定し、 算 定 IJ スク 対策対象を 選択 し、 残 し、 ス ク 評 価 IJ スクへの対応方針 を U お よび ングと是正を行 策 Ŧ タ IJ てい の つ < ح ス クマネジメント自体への 有 効 性 と是正を行っていくことがリスクマネジ メントである。

国際標 準 化 機 ISO9000s とは、 構 に ょ 質マネジメン トシ ステム関係の国 際 製品の品質 保証を含んだ、 あり、 顧 客 満 の向上を目指すための規格で

ISO9001s 認証取得には、次のことについ ての要求事項が満たされなければならない。 それは、 規格に従って、 品質マネ ジメン し、 ステ ムを確立し、 文 書 化 実施 か 維持すること。 また、 その品質 マ ネジ 乂 システムの有効 性 を 継 続 的 に 改 善 لح 経営者 は、 品質マネジメ ン 1 シ ス 並びにその 櫹 築及び 実施、 効 有 ことに対し 的に改善する て \Box Ξ ッ -乂 経営資源を適切に運用 す るこ لح す 製品を実現すること。 لح 測定、 分析及び 改善についてである。

HACCP とは、米航空宇宙局(NASA)が考 案した衛生管理システムで、 各工程におい て汚染などを 予 測 ・分析し、 製 造工程全般 通じてチェ ックを行い、 危害発生を防止 期 チ ック 方 式 る 画 的 な ェ で あ 「Hazard」「Analysis」「Critical」「Control Point」の それ ぞれの 頭文字から命名されて いる。

社 的 責 任 投 資 (SRI Socially Responsible Investment) とは、 基本的に 企業活動を財務面のみならず、 社 会 からも評価し投融資先を決定 U てい 面 < 方 法 で ある。1990年代後半から欧米 を中心に が ている。 SRI は 広 捉えると、 広 つ < 大き < 3 スタイルから構成され つ の る。 ソー ル スクリーン、 株 主 行 動 ル インベストメント/ファイナ ヤ である。

ソーシャル・スクリーンは、 財務的 標と社会・環境的指標によって企業 評 価 行い、 投資対象銘柄を選定し、 投資信 組み立てたり、 年金運用を行った IJ す である。特定の価値観から特定産 企 を選別し排除するスタイルのネガ ブ・ス ク リ - ン と CSR を 果 た し て い る 企 積極的に評価し投資対象銘柄として選 するスタイルのポジティブスクリーンがあ る。

株主行動は、 株主が経営者と企業 経 のあり方について対話 ・エンゲージ 乂 ン ったり、 議決権行使を行ったり る 行 す エンゲージメントとは、 であ る。 家、 あるいは個人投資家に代わって資産 運用会社が投資先企業の経営者に意見を求 めたり、改善を要請したりすることである。 ソーシャル・インベストメント / ファイ ンスは、 社会的な課題に取り 組 む 金を提供することである。 欧米の地方都 や大都市内部において荒廃・ 衰 退 の開発 支援にかかわる地域 開 発 投 資 • 社会・ 環境・文化的な付加 価値 出 ていく社会的事業やプロジェ クトに 金供給する社会開発投資/融資、 金融 機 共投資、開発投資を行うにあたって、 が公 の事 業 の環境や社会に与える影響を配慮 る社会的に責任ある公共投資・開発投資 の 3 つ の ス タ イ ル が あ る 。

以上、責任ある経営への取り組みとして

様 々 な も の を 挙 げ た が、こ れ ら は 最 近 特 に 、 以 前 よ り 急 速 に 整 備 さ れ て き て い る 制 度 で あ る 。

なお、本節ではその取り組みについて、それぞれの概観をみるにとどまっている。それぞれの制度自体や運用の仕方について課題が残されていることをここに書き添えておく。

谷本[16]58~74ページ

水尾・田中[9]

浜 辺 [3]

郷 原 [2]

梅 田 [18]

水尾・田中・池田[10]

ー 橋 大 学 商 学 部 経 営 学 部 門 [4] 4 1 ペ ー

ジ

桜 井 [14]

金 子 ・ 中 原 ・ 結 城 [7]

経済産業省[w3 リスク管理・内部統制 に関する研究会 リスク新時代の内部統制

http://www.meti.go.jp/kohosys/press/000 4205/1/030627risk-hokokusyo.pdf

福 丸 [1]

産 業 新 聞 取 材 班 [17]9 8 ペ - ジ

谷本[16]1 1 1 ページ

第 3 章 組織視点による企業不祥事

第 1 節 企業という組織への着目

目的は、 第 3 節 で述べた 本 論 文の 1 章 第 う に信 頼 あ る 社会の醸成へ向けて企業 ょ 不 らすにはどうしたらいいかを を 減 え こ لے で る。 そのために は、 ま ず 企 業不 あ 事 要 があ の 原 因 を 知 る必 る。 本 章 で 業不 祥 事は何が原因で、 どの ような過程 をた ٽلے きているのかを探 る。 て 起 つ

企業不祥事の態様には二つある。個人的違反と組織的違反である。

違反 とは、 個 人が楽や得を る 人的 たとえば、 めの 違反 であ る 0 会 社のも の 用 に 流用すること や 勤 務 時 間 を ごま か 私 とである。 これは組織にとって マイナ となる。

組 織的違反とは、組織の利益のための で る たとえば、 定められている 基 準 あ 略することや不正を や手 を省 隠 る こ 順 蔽す とが あ る。 これは社会的に 明らかにな 5 い限り、 組織にとって短期的にプラスとな る。

出 本 鎌田は、 JCO 臨 界 事 故 や 山 一 證 破 綻 東 電シ ュラウド不報告事例 Ξ ール不報告事例など主な 車 動 IJ \Box 不祥 告書資料を分析した結果、 の報 匕 ュ (認知対象と認知文脈の齟齬が原 ラ て起こる個人の善意のエラー)は ۲ な つ 視できるほど小さく、どの不祥事も決定 以下が岡本・鎌田らが行った属人風土(組織風土)と違反についての実証データである。

研究

目的:調査対象者に「属人風土の尺度測定」「命令系統の整備尺度」「違反容認の雰囲気尺度」という三つの尺度を用いて質問を行い、組織風土が違反の容認に与える影響(組織的違反を容認するかどうかという価値観)について検討する。

図表3−1 研究I↓		
関東地域の国立・私立大学に在学中の学生	調査対象者の所属する組	織の業種に
の家族(有職者)に、学生を通じて調査票と	製造業	72名↩
ともに返信用封筒を配布し、郵送にて回答を	サービス業	62名
得た。回答は無記名とした。調査実施期間は、	官公庁	49名
2001年12月から2002年1月であった。	卸売・小売・飲食業	23名
大学生 1146名に調査票を配布し、その家	金融・保険業	23名
族 382名から回答を得た(回収率 33.3%)。	運輸・通信業	18名
そのうち、調査票に記入漏れのない、企業・	教員	18名
官公庁に正社員・正職員として勤務している	建设業	14名↩
者 310名 (男性 253名・女性 57名) を分析	電気・ガス・水道・熱供	給業 6名↓
対象者とした。分析対象者の平均年齢は、	その他	25名4
48.78歳(20代19名、30代5名、40代108	3₽	
名、50代174名、60代3名、不明1名)で	h	
あった。勤務先の業種は右表のとおりである。	, ₄	

出所: 岡本・鎌田[12]p.90 より

研究

目的:研究 で用いた三つの尺度に加え、 「組織の属人思考の程度と組織的違 反の件数尺度」を用いることで、組 織風土と実際の違反行動の件数(組 織風土の属人度が高いと、実際に違 反の件数が多いかどうか)を調べる。

図表3-2 研究

首都圏 40km 圏内在住の 25歳から 59歳の	調査対象者の所属する組	哉の業種↓
男性有識者を調査対象とした。標本抽出方法	製造業	128名↩
は、単純二段無作為抽出(首都圏 40km 圏内	サービス業	86名
の 50 地区を無作為由出し、その後 1 地区につ	公的機関(役所など)	33名4
き正規標本15人を無作為に抽出)とした。	卸売・小売・飲食業	54名↩
回収方法は、調査者が対象者の自宅を訪問	金融・保険業	36名↩
し調査の依頼を行い、回答後に再度訓問して	運輸・通信業	55名↩
調査票を回収するという形式の調問留め置き	教育機関 (学校など)	9名↩
法を用いた。回答は無記名とした。調査実施	建设業	50名↩
期間は、2002年7月から8月であった。調査で	電気・ガス・水道・熱供	(業6名√
の実施は外部調査会社(株式会社マーケティン	不動産業	7名↩
グ・サービス) に委託した。	その他	27名
調査標本数は750、回収数は492であった(不明	1名↩
回収率 65.6%)。分析対象者の平均年齢は、↓		
43.57 歳(20代後半 44名、30代 137名、40↓		
代142名、50代169名)であった。勤務先の↩		
業種は右表のとおりであった。↩		

出所: 岡本・鎌田[12]p.90より

図表3-3 違反容認の雰囲気尺度の主因 子分析(研究: n=310)

違 反 尺 度 項 目	第 1 主 因	第 2 主 因	共 通
	子の因子	子の因子	性
	負 荷 量	負 荷 量	

個	人	的	道			容	認	の			
雰	囲	気									
•	会	社	の	電	話	を	私	用	0.77	0.06	0.60
	に	使	っ	τ	も	ょ	U	۲			
	す	る	雰	囲	気	が	あ	る	0.75	0.12	0.57
•	出	勤	時	間	に	少	Þ	遅			
	れ	τ	も	۲	が	め	5	れ	- 0.61	- 0.02	0.37
	な	11	雰	囲	気	が	あ	る			
•	勤	務	時	間	中	に	₹	ぼ			
	れ	な	11	雰	囲	気	が	あ	- 0.13	0.80	0.66
	る	(逆	転	項	目)				
組	織	的	道		攵	容	認	の	0.14	0.73	0.56
雰	囲	気									
)ZII	~,									
	会	社	<	る	み	の	不	正	0.18	0.63	0.43
						の い			0.18	0.63	0.43
•	会	社行	わ		τ				0.18	0.63	0.43
	会 が	社行	わが	れ	て る			雰	0.18	0.63	0.43
•	会が囲	社行気	わ が : σ	れ あ) 7	て る	い め	る な	雰	0.18	0.63	0.43
•	会が囲効	社行気率	わ が : σ	れ あ) 7	てるこ反	い め を	る な 許	雰ら	0.18	0.63	0.43
•	会が囲効少	社行気率々る	わ が の の	れ あ 違 囲	てるこ反気	い め を	るな許あ	雰ら容	0.18	0.63	0.43
	会が囲効少す	社行気率々る	わがの雰	れ あ 違 囲	てるこ反気	いめをが	るな許あ	雰ら容る	0.18	0.63	0.43
	会が囲効少す社	社行気率々る会	わがの雰人	れあっ違囲とよ	てるこ反気しり	い めをがて	るな許あ誠織	雰ら容る実	0.18	0.63	0.43
	会が囲効少す社で	社行気率々る会あ貢	わがの雰人る	れあっ違囲とよ	てるこ反気しり	い めをがて組	るな許あ誠織	雰ら容る実へ	0.18	0.63	0.43

違反を容認する雰囲気について主因子分析をおこなったところ、「個人的違反容認の雰囲気」と「組織的違反容認の雰囲気」の2つの主因子に分かれた。負荷量(の絶対値)が大きいほど項目と因子の関連が強いことを表している。「個人的違反容認の雰囲気」

は、第1主因子に負荷量が大きく、第2主因子に負荷量が大きく、第2項目のため)。一方、「組織的違反容認の雰囲気」は、第2主因子に負荷量が大きく、第1年日のよりでは、その特徴が異になるのだといえる。

出所: 岡本・鎌田[12]p.95 より

図表3-4 属人風土尺度の主成分分析研究 I:n=487)

属人風土尺度項目	成分負荷量
・相手の体面を重んじて、会議やミーティング	
などで反対意見を表明しないことがある。	0.60
・会議やミーティングでは、同じ案でも、誰が	
提案者かによってその案の通り方が異なるこ	
	0.78
・トラブルが生じた場合、「原因が何か」よりも	
「誰の責任か」を優先する雰囲気がある。	0.75
・仕事ぶりよりも好き嫌いで人を評価する傾向	
がある。	0.72
・誰が頼んだかによって、仕事の優先順位が決	
まることが多い。	0.68
説明分数	0.50
クロンバックのα	0.75

属人風土尺度について主成分分析を行った結果、第1主成分で(つまり1つの成分で)50.26%が説明できることが示された。変数の組み合わせに関する信頼性を示すクロンバックの係数は0.75であり、尺度の内的一貫性は十分であると判断できる。

出所:岡本・鎌田[12]p.92 より

この研究から、属人思考と組織的違反の間 非常 に強い関連が確認されている。また、 人的違反と組織的違反は相関しないこと、 や権限関係などの不明瞭さ 則 は、 個 人 的 反の規定因になっているが、 組織 的違反 原因とはな っていないこ と、 組織 風土 人思考が組織的違反の強い規定因とな 個人的違反にも中程度の有意な に、 力を持っていることが研究結果として分 定 か っている。

間 嶋 は、 組織不祥事を引き起こ す て、 とし 個 人 あ る い は 組 織 の き わ め て 的な性格、 社会心理的要因 1 差 異的 社会心理的要因2、無責任の構造 深層防護のほころび、 ア J Ξ が考え という。 られる

認識や行為の根底を し組織文化は、 か つ か さ どっており、以上の要 因 のよ 選択や心理、行為に至ら な しめ な状況で組織に不祥事を行お うと 認 正 当 るその根底に、それを Г な 認 J 択、 心理、行為だとさせ るよ う 深 < 関 与 ている から、 以上の要因より も 組 」が重大な要因であ る ۲ してい

実際に不祥事についての調査報告書を見てみよう。東京電力の報告書には、「たとえ個人的には何かおかしいと感じようと組織の中では、従前どおりのやり方を踏襲せざるを得なかった。職場において誰が指示したというよりも、こうした行為が連綿

と続けられてきたという事実が、今回の件が組織管理上の問題であった」「閉じられた組織の中で、おかしいと思っても誰も言い出せないまま」「行為を助長した組織の風土」「閉鎖性を打破し、風通しのよい企業風土を構築します」という記述がある。

三菱自動車の報告書 には、「企業風土を改め」「組織・権限と風土改革」という記述がある。

他に、第1章第1節で紹介した不祥事年表にのっている企業の不祥事についての報告書や記者会見内容を見ても、企業風土刷新等の記述がよく見られた。企業側にも不祥事は組織文化に関係あるというような認識があることが分かる。

以上から、組織風土・組織文化に企業不祥事の原因を見つけることができるといえそうだ。

そこで本論文では組織風土・組織文化に着目し、企業不祥事の原因、過程を探ることにする。

第 2 節 経 営 組 織 論 の 基 礎 概 念

本節では、次節で企業不祥事の原因、過程を組織文化の視点から探る準備といて、経営組織論の基礎概念を整理していく。まず組織とは、簡単にいってしまえてしまず組織とは、簡単にいってしまえている。人間と人間の関係である。バーナでの定義によれば、2人以上の人々のよるのに調整された活動や諸力のシステムであ

る注。

経 営 組 織 論 の 基 本 的 な フ レ ー ム ワ ー ク と し て 、組 織 体・組 織 構 造・組 織 過 程 が あ る 。 組 織 体 (organization)と は 、 特 定 の 目 標 を 追 求 す る べ く 分 業 と 協 業 を 通 じ て 共 同 し て い る 行 為 者 た ち の 集 団 で あ る 。

程 (organizational process)とは、 過 体のメンバーの間でやりとりされる諸 為 相互行為である。 組織過程に は安定 のもあれば、 不安定なもの も も る 体で見られる行為と相互行 為 を 時 系 列 していれば、 観 察 比較的 安定 し てい 度も繰 り返 し観察される 組織 過 程も あれ あ るときに偶然観察される 組織 ば 過 程 も あ る

こ うち安定的パターンは、 の 人々が行為 お互いの とりを行 うと、 やり タ ン化される、 ということ から 生 ま る これは人々の相互行為の背 後 に そ 割とその役割への期待が存在 ょ うな役 この で あ る 「 役 割 が 相 互 に 結 び つ け れたもの」のことを構造(structure)とい う 0

組織体とは、 特定の目標を追求す た の分業と協業のシステムをもった人 間 寸 のことだということを考えれば、 組 織 造 (organizational structure)とは、 こ の ょ う 「役割が相互に結び 組織体の内部で すなわち組織体の役 れたもの」 のこと、 システムのことである

織体は繰り返しになるが、 特定の目 のだか その 追 求 し て いる **5**、 目 標 に لح つ よいよ て 都 合 が うに 役 割 シス テ Δ を 公 て るの が 通 常 であ 情 定 め L١ 3 う 報 を 受 取 て 意 思 決定を 行い、 他の セ に 命 け っ 人 す 役 割 がつ < 5 れていたり ひた す ズの情 報 を 収 集 整 理 分 析 思 決 定 者 にそ の結 果 を 報 告 す る 役 割 が このよ < 5 れていたりする。 う に 公 式 に (構造)と れた役割システムを公式組織 成 (formal organization)。 公 式 組織 の 的特徴の一側面に組織形態 لح 呼 ばれ て ものがある。 代表 的 な も のに 職 能 制 組 、事業部制組織、マ ク ス組 が -IJ 織 ぁ る 織 構造はたんに 公 式 に 定 め 5 れた ているわけではない。 ばか で で き あ がっ 1) 組 織体も、人間の集ま りだから、 ょ う な 式 に 定 め られた役割のみを遂行す る 機械 公 か行わないとい ょ う な 動 き し う こ لح あ る 程度 期間 にわた 相 互に L١ の って ゃ ۲ を U て しし < , 公 式 の 役 割 に 定 め 5 は い な い ょ う な、 相互の 役 割 期 待が 生 ま そ れに 沿 た役割遂行が行 わ れ る つ ょ な る た لح えば本来は 管理 職 で は な に しし 社 員 لح して 同 等の地位に あ る 人 々 の 間 で 周 IJ 人 間 プ 1 ベ 1 も の の ラ な 相 談 に て しし る 人 は 影 響 力 が 強 < な IJ そ の 人 が て の 事の ペ ス が速 図 皆 仕 < な つ た IJ す るというこ とが な っ た あ IJ る 式に定められているのではない役割

テムが、人々の相互行為を通じて生れてくるのである。この非公式の役割システムを非公式組織(構造)という (informal organization)。

非 公 式 の 組 織 構 造 と 公 式 の 組 織 構 造 の 両 組織論の 扱う組織構 造で あ る 織の 構造を示す特性と して 組 織 論で に使用されているものは様 々 で あ た とえば、 専門化の程度、 標準 化 の程度、 式化の程度、 集権化の程度 が 組 織構 造と組織過程の関係 区別 に とめ てま る と、 次の ようにな る 組 織 で、 すなわち公式に定められた役 割 テムと自然に発 生した ス 役割シ ステ 人 セ は 行 為 と 相 互 行 為 を 行 う こ 相互行為を時系列に 観察 てい と、 لے し < なパター ン が 見 定的 られる場 لح 安 面 定 なパ ターン にあてはまらないよ うな 偶 然 な行 為と相互行為が 見 5 れる 場 面が 定的なパター ンが見られる場合 は 後 のシステム=組 織 構 造 が 存 在 る。 え るので あ しかし、 公 式 非 公 人間 ち 組 織構 造も のこ لح **ら**の を . すべて規定でき るわけで はな **11** 。 通 という行為者の行為には常 に 自 由 が されている。 その場その場の状況 に 応 て 行 為者た ちの創意工夫によ つ て 新 U 行為が生み出 されている。 新し < 生み 出 あるものは役 れた行為のうち、 割 期待 ے

割 遂 行 の 中 に 組 み 入 れ ら れ て パ タ - ン 化 さ

れていくであろう。しかし、他のものは、 人々の行 為と相互行為の中で、 消えたりあ われた りするであ ろう。 だか 5 組織体 示 す 樣 々な現象、 即ち組 織現 象 を 分析 上で組織構造がすべての鍵を 握 ている つ 組織構造と組織 けではない。 過 程の両方 常に 重要な側面として存在し続けている である

以上が、組織論の基本的フレームワークであるが、組織論の基本的フレームワーにおいて、もう一つ重要な変数がある。それは、組織成果である。

果 (performance)と は、ある 組 組織成 下で人々の行為がやりとりさ 造の れ、 そ 結 果 لح して、 生み出される組織体が本 ていたなんらかの成果であ 指 U る も ち 指 していなかったような成果 h あ る L١ 副 作用のようなものが生み出されるこ ے 組織体が追求していた目標を達 度合いは、 そのときの環境の違いや組 ンバーの行為などによってずいぶん異 だ ろ う。 本来目指していた水準を 120 パ ント達成したとか、100 パーセン セ したとか、 あ るいは 60 パーセント 達成しなかったなどの結果が出てく る だ う。 このよ うな本来目指していた水準を できた程度を有効性(effectiveness)とい 一方、 たとえば、 初期の目標を達成 う たけれども、その達成プロセスで手間がか かり過ぎたとか、コストがかかり過ぎた、

という場合がある。このような場合、目標の達成度合い以外に、その達成に費やされた資源が多かったか少なかったかという評価が行われる必要がある。これは効率性(efficiency)という成果指標である。

田織体が 田織構造 (公式組織の構造) (日本の構造 (日本の) (日本の)

研究者による観察。

図表3-5 組織構造・組織過程・組織成果↓

出所:一橋大学商学部経営学部門40p.163より→

解 説すると、 組織体の特 表 3 -5 を 7 組 織 構 造 が あ 1) そ の 構 诰 **ത** 下 で 組 乂 ン バ ーの行 為 ے 相 互行為が 展 開 さ れ そ لح L て 組織 成 果が 0 結 果 あ 6 わ れ る 組 織 構 造 組 織 過 程 組 織成 果 という の 流 れ を . 管 理者や研究者が観察 結 果 を 踏 ま えて、組織構造を変革したり、 **ത** 程 た ること で望 織 過 に 介 λ L IJ す ま し 組 織 成 果 を 達 成 ょ う لح す る、 これが組織 U 的 思 考 法 あ 0 基 本 で る

も う 少 詳 L < 説 眀 す れば、 組 織 構 造 に は公 造と 式 組 織 の 構 非 公 式 組織の 構 造 が あ る こ 組 織 構 造は 本 **ത** う ち 公 式 の 基 的 に ダ が 設 計 は 組 織 の IJ L て 他 **ത** 乂 バ に 与 え る も の で あ る こ れに 対 U て 非 組 織 造 組 織 乂 バー が 相 互 式 の 構 は ン 行 に のだ 行 う う ち 発 生 L て る も の な か を < 6 組 織 過 程 の 結 果 لح て 生 成 され て < る も し で ぁ る لح 同 時 に そ の 後 の 組織 乂 ン バ を した IJ する それ え 相 互 行 為 制 約 ゆ こ で は 非 公 式 組 織 の 構 造 ۲ 組織 内 の 人 ょ る 相 互 行 為 に 互いに矢印がつ け 5 れ 7 ンバー 組 織 乂 の 行 為 لح 相 互 行 為 の こ IJ ダ の介 λ な どが加 わ て 最 終 的 な 組 つ 成 果 が 生 み 出 さ れ る そ の 結 果 を 振 IJ 返 て ダー は ま 構 つ IJ た 組 織 造 を 設 計 た 織 過 程 に 介 λ U た IJ す る ۲ しし う こ لح が る の こ 行 ゎ れ で あ る れ 5 の 全体 的 な 活 動 を 観 察 分 析 す る لح しし う のが 組織 し の研究者が行っている 仕事であ

組織文化 (organizational culture) については、さまざまな専門領域の研究者たちによってさまざまな解釈で論じられている。

図表3-6組織文化概念

凶 衣 3 - 6 組	純	X	1七	忧	忑							
研 究 者	組	織	文	化	,根	£ 1	ই	(お	よ	び	説
	明)										
シャイン	あ	る	特	定	. O.) !	ブ.	ル	-	プ	が	外
(E.H.	部	^	の	遃	i 応	5 t	p	内	部	統	合	の
Schein)	問	題	に	対	划	<u>l</u> 3	†	る	際	に	学	習
	し	た	`	グ	ル	_	プ	自	身	に	ょ	つ
	て	`	つ	<	5	れ	`	発	見	. さ	れ	`
	ま	た	は	発	,	2 2	<u> </u>	t	5	れ	た	基
	本	的	諸	仮	泛	Ξ 0	Ο.	パ	タ	_	ン	
	そ	れ	は	ょ	. <	人格	幾	能	し	て	有	効
	۲	認	め	5	れ	`	U	た	が	つ	τ	新
	し	しり	人	ン	J	ζ -	-	に	そ	う	U	た
	問	題	に	関	l	, 7		の	知	覚	`	思
	考	`	感	情	の	正	U	11	方	法	۲	U
	て	教	え	込	ま	れ	る	も	の	•		
ディール&	理	念	`	神	話	`	英	雄	`	象	徴	の
ケネディ	合	体	`	人	が	平	常	11	か	に	行	動
(T.E. Deal &	す	ベ	き	か	を	明	確	に	示	す	`	非
A . A .	公	式	な	決	ま	IJ	の	体	系	0		
Kennedy)	文	化	に	は	`		た	<	ま	し	11	/
	男	つ	ぽ	11	文	化	`		ょ	<	働	さ
	/	ょ	<	遊	ιζĭ	文	化	`		会	社	を
	賭	け	る	文	化	`		手	続	ਣੇ	の	文
	化	の	4	タ	1	プ	が	あ	る	0	強	11

	文化の形成・維持のための
	シンボリックマネジメン
	トは、管理者の重大な役割
	のひとつ。
コッター&	ある一つの集合体に共通
ヘスケット	して見出せる相互に関連
(J.P. Kotter	し合う価値観(不明確で変
& J.K.	革しにくい)と行動方法
Heskett)	(可視的で変革しやすい)
	のセット。
ウィルキン	組織にとって特別な意味
ス&オオウチ	を持つ「奥深い」共有の社
(A.L.	会的知識。
Wilkins &	
W.G. Ouchi)	
グレゴリー	過去の経験を手本として
(K.L.	学びとられた様式。特定の
Gregory)	生活様式を示す多くの行
	動や習慣を伴う意味体系。
シャール	相対的に永続し、相互依存
(M.S.	の関係にある一つの象徴
Schall)	的な価値、信念そして理念
	の体系。
	そして、それらは、相互に
	作用し合う組織メンバー
	によって作り出され、不完
	全な形ではあるが共有さ
	れている。そのため行動に
	ついての説明、調整、評価

	を可能とし、また組織	秩 序
	のなかで生じる刺激	に共
	通 の 意 味 づ け を す る	こと
	を可能とする。	
シュルツ	社会的に構築された	シン
(M. Schultz)	ボルと意味のパターン	o
佐藤郁哉&	個々の組織における	概念
山 田 真 茂 留	的・象徴的な意味のシ	ステ
	Δ 。	
	組織は文化を持つと	とも
	に、それ自体文化とし	て存
	在し、かつ(組織内外	の多
	様な)文化の網の目の	中に
	ある。	
	要素として 儀礼	遊び
	表象 共有価値	無自
	覚的前提を含む。	

出所: 間嶋[8]p.15 より

そ も そ も 「 組 織 文 化 」 は 、 1970 年 代 後 半 に登場した。オイルショック後の世界 的な 当時の日本企業は躍進 不景気のもと、 いた一方、欧米企業を支配 していた定 タを用いた分析的アプローチによ ジメントは行き詰まっていた。 その 1980 年代、ビーターズとウォー ター (T.J. Peters & R.H. Waterman)の エ トカンパニー研究に代表される 組 値観が組織の業績に影響を与え るのでは ないか?」という実践的関心に、

ンジェンシー理論批判、戦略経営論批判などの学史的流れが手伝って、「組織文化論」はブレイクした。

ただし、組織における価値や信念、意味の重要性はバーナード(C.I. Barnard)の「組織道徳」、セルズニック(Selznick)の「組織性格」、リットビンとストリンガー(G.H. Litwin & R.A. Stringer, Jr.)ら組織開発者の「組織風土」概念などによって既に唄われていた。

組織文化論には、機能主義アプローチとシンボリック解釈主義アプローチという科学観や問題意識が異なる2大潮流が存在する。図表の~~は機能主義、~~はシンボリック解釈主義、 は2派の折衷である。

間 は、これらの概念のみを見る限り 嶋 においてはさしたる相違は感じられないと 組織文化を「組織で共有された価値 して、 と意味のセットないし体系 と定義してい J そして組織文化は、 組織のすべての構 員 の 相 互 作 用 (マ ネ ジ メ ン ト 活 動 を 含 め 組 織 に お け る あ ら ゆ る 活 動)を 中 心 に 、組 織そのもの、 そして外部環境などの間での 複雑な相互作用の中から創造・ 共有され、 またそれらに再帰的に影響を与えるもので あるとする。

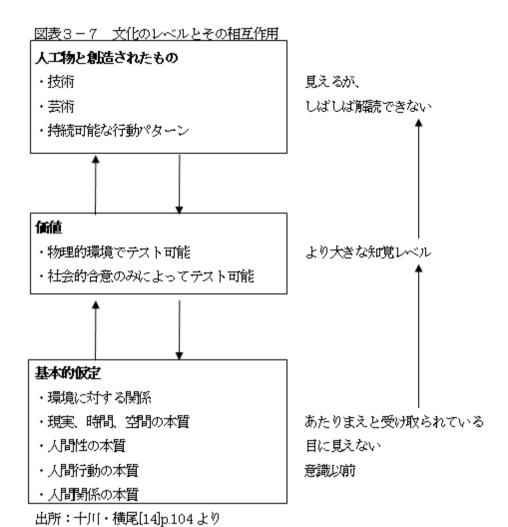
横尾・十川 によると、組織文化とは、「組織メンバーの間で共有された一連の価値体系であり、また、それに関連した組織

メンバーの間でみられる共通の行動パター 」と捉えられている。この捉え方は、 1 ン (E.H. Schein)の 解 釈 が 参 考 に さ ャインの解釈によると、 L١ る。 シ 組 織 文 特定のグループが外部への 化とは、 あ る 適 際に や内部統制の問題に対処する た、 グループ自身によって創られ、 発 または発展させられた基本的仮定 パ ン それはよく機能して有効と認め 5 したがって新しいメンバーにそうした 関しての知覚、 思考、 感 覚の正しい方 に 法 して教え込まれるものであ لے る。 シ ヤ イン によれば組織文化の本質は「基本的仮定」 にある。

十川・横尾は、無意識レベルである「基本的仮定」の観察は困難なので、行動的側面に特にフォーカスを当てて、先述のように組織文化を捉えたのである。

組織文化は、マネジャーたちも含めたすべての組織構成員の相互行為、組織そのもの、そして外部環境などの間での複雑な相互作用の中から創造・共有されていく。

とりわけ、組織構成員たちの相互行為は、この組織文化創造の中核となる作用である。組織の構成員たちは、トップマネジメトの価値観(理念や信念、宗教観)に強く影響を受けながら、それを指針とし、自分たちでそれまで培ってきた価値観などをも持ちひみながら、様々な問題に対して試行錯誤、成功と失敗を繰り返していく。組織では、



織文化にはマネジメント上の機能を見出 ことができる。 内部統合機能と外部 適応 能である。内部統合機能とは、 組織 内の ンバーが組織内で共有化された価 偱 耝 (組織文化)にのっとった行動パタ ン ゃ 組 の構造・制度をとることで、 組 織 の 営を効率化 す る機能であ る。 外 部適 応 外 環境の変化や 要請 لح は、 部 に 適応 L١ < 機能 であ る。 この組織文化のもつ内 部適合の機能は、 互いに لے 外 依存 ており、 同時に考えていかなければ つ な 6 それは、 組織文化の内部 統 合 って組織内部の運営がいくら 効 率 的 ょ で 戦略が外部 た ط しても、 環境に 適 して ければ効果的な企業経営がなさ れてい はいえないからである。 組織文化 لے また、 外部適応の機能に よって外部環境に適 た経営 戦略が策定されたとしても、 それ 行す る 場であ る組織内部の運 営が 非 効 略が迅速に遂行されず、 で は、 戦 環 境 と 戦 に 時 間 差が生じて しまうからで あ この組 織文化の機能は、 企業業績の向上

この組織文化の機能は、企業業績の向上のために利用されている。

以上が経営組織論の基礎概念である。組織文化論については、本論文において重要な視点であるから、少し詳しく触れることにした。

本論文では、組織文化について間嶋の定義 にのっとり「組織で共有された価値と意味 のセットないし体系」と捉えることにする。 これまでの研究でそれぞれの定義に差異を感じることがなかったこと、上記の定義が端的であることが理由である。組織過程・組織構造と組織文化は互いに影響を及ぼしあうものと考えられる。

第 3 節 企業不祥事の先行研究

企業不祥事を組織文化論によって分析している先行研究者に間嶋がいる。本節では、間嶋の不祥事を組織文化論よって分析するモデル、構造化理論アプローチを紹介する。まず、間嶋はこのモデルの前提となる概念の定義や理論について整理していく。

組織とは、2人以上の人々の、意識的に調整された活動や諸力のシステムとしている。

組織不祥事とは、公共の利害に反し、(顧客、株主、地域住民なのを中心とした)社会や自然環境に重大な不利益をもたらす企業や病院、警察、官庁などにおける組織的事象・現象であるとしている。

組織文化とは、第 2 節で紹介したが、組織で共有された価値と意味のセットないし体系としている。

マネジメントとは、 組織の維持・ 存 組織の活動を統制 調整 向け、 • し、 組 効性と能率そして社会性(社会に お ける 働の場としての存在意義)の達成を 活 動としている。

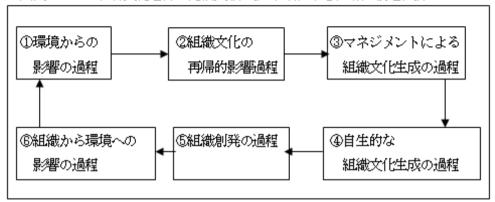
間嶋は組織不祥事の組織文化論的分析に

不可欠な理論的視点にミクロ・マクロ・リ Ξ クが あ る とい う。 ク マク クロ理論と は社会学の内容 である 。Ξ 部分か لح 複 ら構成される 会 は 数の 複 合 としての部分を で あ IJ 構 成 要 素 検討する こ に ょ つ て 社 会 を考 察 す る 理 論 で あ る マ 理 論 لح は 社会 とは確 かに 複 数の 部 構 成 さ れている が、 そ に 5 こ は 部 分 で ₹ な い全体 لح し ての 固有の 特 徴を 持 元 と考え 理論 7 L١ る で か 間 る あ る し し 同 社会を 構成 す る構 成 要 素 で あ る لح 時 に 会の 中 で 生 き て社会に ょ っ て形 成 さ て も いる つ ま IJ 個 人のあ IJ 方 社 会 の ぁ 方、 その関係のあ IJ 方 え を 考 る に は 人(行 為)と 社 会 の 相 互 影 響 関 係 を 包 括 に 捉 え る必要があ IJ そのた は め に Ξ ク マ 口の分析 視座 の垣根を越 えた 統 分析 視点が必 要 ۲ な るの である。 この視 ン 点を Ξ ク マクロ IJ ク という

の個人(行為)・組織 そ てこ ・ 社 会 に 嶋はギデンズ等の議論をふ L١ て 間 透の関係」にあるという。「 相 浸 互 相 関 とは、決して還元し得な の 係 お 互 い が お 互 いの一部として溶け合 いる ے う意味であ る しし

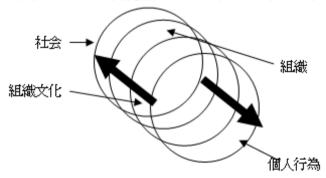
ク IJ ン 視 点 の Ξ ク マ ク の が 文 化 論に お いても非 常 に 重 要 で あ る لح L١ 理 織 文化論に 組 織 由 は 組 は、 文 化 を が個人行為を形成 て、 組 織 し て しし を 強調する組織文化論(マクロ重視の 機能主義)と、個人行為が組織を築き上げて いく側面を強調する組織文化論(ミクロ重 視 の シ ン ボ リ ッ ク 解 釈 主 義) が 存 在 す る か である。また現実に起きたさまざまな組 不祥事は、 単なる組織構成員の個人的行 やその集積であるとも、 組織や社会の文 化 ・構造の所為であるともいえないからで るという。 間嶋は、組織不祥事は、 性に欠けた組織文化を媒介にして、 組織か の影響を受けた個人の行為がさらに に対して再帰的に影響を与えるという相互 響関係の中から発生するものと捉えてい る。その組織文化を介したミクロ・マクロ・ リンクは以下のようになる。

図表3-8 組織文化を介した個人(行為)-組織-社会の相互影響関係



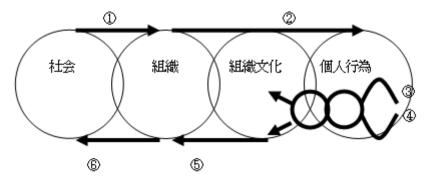
出所:間嶋(8)p.26より

図表3-9 組織文化論におけるミクロ・マクロ・リンク(相互浸透)イメージ図



出所:間嶋[8]p.26より

図表3-10 ミクロ・マクロ・リンク(相互浸透)をあえて分解した場合のイメージ図



出所:間嶋[8]p.26より

図では便官ト ~ と順番をつけ区切っ 為 て並べているが、 個 人 行 組 織 社 会 は 組織文化を媒介として相互に浸透 した不可 分な関係にある から、 5 各 プロ か 0 はそれぞれ密 っていて不可分 接に絡み合 各プロセスがほぼ ものである。 同時 に ったりもし、実際はより複雑であるとい う。

また、ミクロ・マクロ・リンクでは組織 不祥事の予防策や組織の再生策を考えるこ とができ、有用性があるとしている。

組織不祥事の組織文化論的分析に不可欠な理論的要素としてパワー概念とポリティクス概念が提示されている。

パワーとは、あらゆるレベルにおいて意図するように他者の決定や行為を変更させる力と定義されている。ポリティクスとは、自己の利益の獲得のために決定や実践にパワーという力の行使を用いて影響を与える活動と定義されている。

組織文化とパワー及びポリティクスの関係には、パワーの行使を伴う試行錯誤(ポリティクスを含む)から組織文化が創られる、創られた組織文化がパワーを生むという2点があるとされる。

組織文化を介したミクロ・マクロ・リンクとパワーおよびポリティクスの関係は次のように説明されている。パワーは、基本的には個人による決定や行為の変更に関わる力であるが、それだけでなく組織による

決定や行為の変更に関わる力も含んでいる。 って、パワーとそれを用いた活動である ポリティクスは、あらゆるレベル(個人行為、 組織、社会の各レベル)で生起する。さらに、 それら各レベルのパワーとポリティクスは、 その行使ないし活動を通じて組織文化の醸 成に強 く関与し、 また翻ってその組織文化 がパワーとポリティクスの正当 性の源泉、 ŧ パワー生成の源泉となっていく 組織文化を介したミクロ ے うに、 のリンク(相互浸透)は、パワーおよびポ ティクスと密接に結びつき絡み合ってい る。

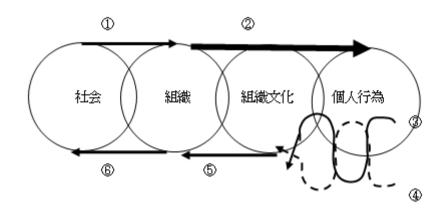
間嶋は、以上のミクロ・マクロ・リンクの視点とパワーおよびポリティクス概念を包含した組織文化論モデルが構築できれば、組織不祥事の説明力、分析力が豊かになるとしている。

次に、間嶋は組織文化論における2大潮流(機能主義アプローチとシンボリック解釈主義アプローチ)について検討し、それらは組織不祥事を分析するための組織文化論モデルとして、有効性はあるものの有効性故の問題点があるとする。

機能主義アプローチについては、有効性と問題点について次のように説明している。機能主義アプローチにおいて組織文化は、組織を構成する1変数であり、組織目的の達成や組織の維持・存続に機能的で操作可能なマネジメントツールである。それゆえ、

組織不祥事分析に関連して言えば、機能主 義の組織文化論は、 組織不祥事の予防策、 あるいは一度不祥事を起こしてしまった組 の再生策などに対して、 経営実践への政 を行うことができる仕組みだといえ、 提言 不祥事分析モデルと る。 して有効な点 であ かし このような有効性ゆえ、 Ξ ク 再帰的過程が強い ク リンク の 1 ク トを 持ち、 自 主 的 過 程 が 抜 け 落 ち 構成員たちが組織不祥事を否応な 強いられているプロセスを描けても、 すべ ての 成員の複雑な やり取りのなかで 構 組織 不祥事を正当化する組織文化が醸成し てい そ れ に よ っ て 組 織 不 祥 事 が 発 生 し て いく様を描ききれないという。

図表3-11 機能主義アプローチにおけるミクロ・マクロ・リンク



組織文化は、トップマネジメントの意図どおりに形成され、その他の構成員たち にとっては、社会化せねばならないものである。それゆえ、④自生的過程が希薄 であり、かつマネジメント以外の構成員にとって②再帰的過程が強烈。

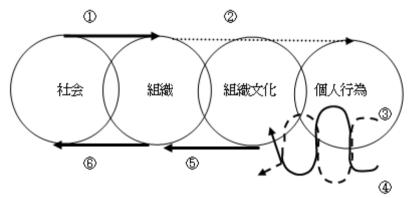
出所:間嶋[8]p.57 より

組織文化は、トップマネジメントの意図どおりに形成され、その他の構成員たちにとっては、社会化せねばならないものである。それゆえ、自生的過程が希薄であり、かつマネジメント以外の構成員にとって再

出所: 間嶋[8]p.57より

シンボリック解釈主義アプローチについて 有効性と問題点について次のように説 明している。マネジメントはさておき、 組 織 成 員 間 の 意 味 解 釈 と 意 味 構 成 の 繰 り の中から組織的現実を紡ぎだしてい < 樣 組織文化の自主的生成過程)を細や (描けるという有効性があるが、 それゆ えマ ネジメント主導による組織文化形成を描 きれない。 不祥事の予防や再生に関する政 提 界 が あ 策 言 能 力 の 限 る

図表3-12 シンボリック解釈主義アプローチにおけるミクロ・マクロ・リンク



構成員たちの意味解釈と意味構成の繰り返しの中から組織的現実が生まれていく。 構成員はみな解釈主体であり、創造主体である。それゆえ、③マネジメント過程 が希薄であり、②再帰的過程もまた機能主義より弱い。

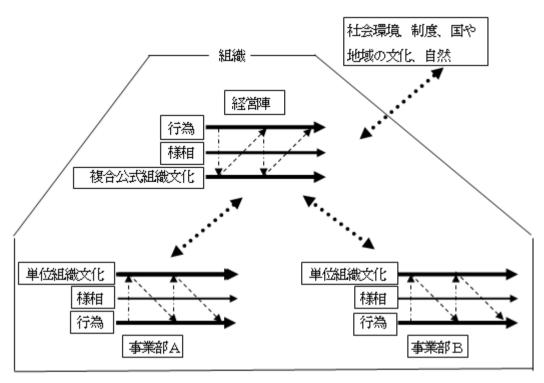
出所:間嶋[8]p.67 より

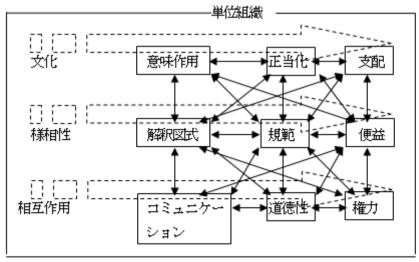
構成員たちの意味解釈と意味構成の繰り返しの中から組織的現実が生まれていく。構成員はみな解釈主体であり、創造主体である。それゆえ、マネジメント過程が希薄

出所: 間嶋[8]p.67より

組織文化論、 そ こ で 間 嶋は、 経営組織 などの中からギデンズの構造化理論 し、それの科学観や人間観、環境 マネジメント観、 構造 化理 的枠 組みから (構造概念が似て しし る 組) 応用への可能性が 文 化 への あ る لح 造 化 理 論 の経 営 組 織 論への応用 関 に す ンソン & グス & グ IJ 行 研 究 (ラ ヒニ ン ウ ッ ド 議 論 ベ ケル トの 議 論 バ の ツ そ して **ത** 議 論) を 検 討 して しし る 先 究 を 2 つ (厳 密 に は 3 つ) に 分 け IJ マ ク ンク とい う 理 論 的 視 点 が 2 つ を統 こ て L١ る لح し、 合す る لح 足 れ ば理 想の モデル に近 づくという 著者 ٽلے ち 5 か 1 つのモデルに 2 つ の「 視 点 」 込むことで経営組織論におけ 時に 組み プロ 作り 造 化 理論 ア ーチ を 上げている。 造化の時間 的連 体 的に は、 構 続 性の把 バーリーのモデル を لح す る ベー 可 ス ンら の視 点を組み込んで 統 合モ デ 作 た。 最後にこのモデルを 組織文化 組織文化に対する構造化理論 応 用 し、 プローチを試作している。

図表3-13 構造化理論アプローチ





出所:間嶋[8]p.104より

- このモデルの有用性として、以下の 4 点をあげている。
- (1) 不可欠な 2 つの条件、ミクロ・マクロ・リンクとパワーとポリティクスの概念を包含している。
- (2) 正当性概念を道徳的行為と主に する構造の 1 次元(正当的秩序 لح して) そのためこのモデルで ている。 は、 正 当 性がいかに構築されていくのか を 正当性とパワーや 熊 的に 理解 き、 ポリ で テ 1 ク スが絡まって生まれた組織文化 行為を正当 と容 道徳 に 反す る 認 した 1) す 樣 き 組織 に おける正当 性が行 為 者 の 規 したり、 抑圧したりす や行 為 を 制 明 らかに す る ことが で き る
- の要 素 組織文化 (3)9 つ 意味作用 ((当 性 支 配 様相 正 生 釈 図) (解 式 規 範 便 益 相互作用 (Ξ) \Box ュ シ 3 ン 道 徳 性 パワー))の 複 雑な み合いを核とした個人行為 組 織 社 会 相 互 影 響 関係から生まれるも の ۲ し 分析することが 組 織 不祥 事を で き る そ て組織不祥事の発生 う す る とによ こ つ 乂 力 ズムや再生メカニズムを各レベルで 名 面的に捉え、その複雑さを理解 するこ とができる。
- (4) 時間的流れの中で組織不祥事発生の 経緯を明らかにすることができる。
- しかし、このモデルには残された課題があ

るという。 その課題として、以下の 3 点を あげている。

(1) 理論的課題

とくに、 玾 論的に精錬されていない。 Ξ ク マク リンクロジック • に不 完全さが残っ ている。 組織 文化を 介し た個 人行為と 組 織の相互影 響 関係 に 点が定 ま って そ れらと社 لے お 1) (会 結びつ きがぼ やけている。 実 証的研 モデルを精 を さ に行い、 錬 して 5 必要 が ある。 本書のケース 分析は だ ま 試験 なものにすぎない。 的 題 材が だけにどういった形の実証が最も実態 に近づけるか検討する必要がある。

(2) 実践的課題

本書モデルの理論的性格もあり、実践への貢献として歯切れが悪い。この理論的性格についてさらに検討し、この性格の中でどんな実践への貢献ができるか明らかにする必要がある。

(3) 哲学的ないし個人の倫理的態度に関する課題

組織文化論 を用いて組織不祥事 を という試みには、 価値、 規範 倫 理 といった概念がつき まとい、 最 終 的 には研 究 者 観 倫 理 لح 自 身の価 値 ゃ 観 つ た も のま で つ き ま لح うの で、 研 究 者 1 は善 悪に ついての 根 本 的 な 判 断 られるだ ろうが、 提 示が求め れは こ 科学の域をこえているし、 価値の相対 化 が 進 む 今 日 で は そ の 提 示 が 難 し い 。 た だ こ れ ら に つ い て 今 後 議 論 し て い く 必 要 が あ る 。

岡本・鎌田[12]

間 嶋 [8] 8 ~ 1 4 ページ

東京電力 [w6] 「当社原子力発電所の点検・補修作業に係るGE社指摘事項に関する調査報告書」

<u>h t t p : // w w w . t e p c o . c o . j p / c c / p r e s s / b e t u 0</u> <u>2 j / i m a g e s / 0 9 1 7 a - j . h t m l</u>

三 菱 電 力 [w4]三 菱 自 動 車 プ レ ス リ リ -

ス

企業倫理委員会について

http://www.mitsubishi-motors.co.jp/pressrelease/j/corporate/detail1480.html

ー 橋 大 学 商 学 部 経 営 学 部 門 [4]155 ペ ー

ジ 間 嶋 [8] 1 6 ペ ー ジ 横 尾 ・ 十 川 [15]

第 4 章 事 例 研 究

第1節事例研究へ向けて

本章では、 実際に企業不祥事がどのよう に起きたかを組織文化の観点か 5 解 明 し て 前章第3節で紹介し その際、 たモデ ル(組織文化に対する構造化理論ア プ チ)にあてはめていくことはしない。モ لح して完成していないし、 モデルに あ て は しても利用可能な資料に限界があ ょ う لح 1) 困 難 だから である。

で 紹 介 し た モ デ ル が 無 か 前 章 にな る わけで はない。 企業 不祥事 が 組 文 と関 組織文化 化 係が あ IJ に原 因 を 見 出 可 能性 は 前 章 第 1 節 で確 認 した とお IJ で る そ 経 営 組 織 組 織 文 化 論 こ で 論 文化に対す る 構 造 化 理 プロ 織 論 ァ ーチ 組 念頭におきながら、 不祥事事例をひもとい てみる。

事例研究の対象として、どのような組 文化が不祥事の背景にあったかを探 る た に 箵 料 が 多り 事 例 が よいと考えた。 そ で 第 章 第 節 义 に挙げた企業 不 祥 1 1 の 記 索 した لح こ 3 雪 印 乳業が起こ た 検 中 毒 事 件の Ł ツ -数 が最も多 か た そ つ 事 件 にかかわる 不祥事 < て そ の を 見 て しし それぞれの لح が、 関係が薄い不 祥 事 を 見 る ょ 個 々の不祥事への理解 が 深 ま だ IJ る じ食品業界で起きた資料の 3 うと考 え、 同 い不祥事を見ることにした。

その結果、事例研究の対象として、雪印乳業株式会社の集団食中毒事件、雪印食品株式会社の件肉偽装事件、株式会社不二家の期限切れ原料使用問題を見ていくことになった。

事例研究は次の手順で行う計画をたてた。 観的事実を時系列順に整理する。 員の話や企業の会見内容を に重ねて整 理する。 企業が不祥事を起こした原因、 過程を整理する。 をもとに、 その企 業の組織文化を探る。 事例を考察する。 لح 実際は、 は同時に進めることにな った。 次節では、事例ごとに企業が起こし た不祥事の原因、過程を見ていくことにす る。

第 2 節 雪 印 乳 業 株 式 会 社

(1)企業概要

印乳業の歴史は、1925年(大正 14年) 雪 に北海道の酪農家の自立と救済を目指して、 北海道製酪販売組合の設立から始まる。 の次の年に北海道製酪販売組合連合会に 織 が 変 更 さ れ 、 1944 年 に 国 内 の 経 済 、 農 状況の悪化から北海道内の明治製菓、 極東 乳、 森永煉乳と統合して有限会社北海道 農公社に改編される。 戦争が終わり 公 株 式 の 民 主 化 が 叫 ば れ る と 、1946 年 に 北 道 酪 農 協 同 (北 酪 社)に 社 名 と 組 織 が 変 れたが、その後、戦後の新体制の中で北酪 社は過度経済力集中排除法の指定を受け、

1950 年に北海道バター株式会社と雪印乳業に分割され、雪印乳業が誕生した。雪印乳業は事件当時、バター、チーズ、牛乳などを製造し、業界最大手だった。

(2) 不祥事概要

2000年(平成 12年)6月から7月にかけて、近畿地方を中心に雪印の乳製品(主に低脂肪乳)によって起きた集団食中毒事件である。食中毒認定者数は 13,420 人となる戦後最大の集団食中毒事件となった。

事件の発端は、平成 12年 3月 31 日午前11 時ごろ、北海道の大樹工場で一本の大柱が落下した。によった。停電は約30 度に上昇した後、20 かの原が料ははがまか。 度 のままか 置された 20 度の が 30 度に上昇した後、20 がら 40 度の状態であまたとみられる。 6 後 グ ド で もっとも活発に増えるともに

この時、大樹工場は停電で混乱していて、 廃棄処分にされるべきだった原材料を製造 ラインに流してしまう。別メーカー幹部は これについて、「どんなに混乱しようと、高 温で放置された原料乳をなぜすぐに回収し ようと考えなかったのか。常識では考えられない」と指摘している。

大 樹 工 場 は 汚 染 さ れ た 原 料 乳 が 流 し 込 まれ た ラ イ ン で 製 造 さ れ た 脱 脂 粉 乳 830 袋 (1

袋 25 キロ)のうち 450 袋をそのまま出荷した。 残り 380 袋の中に、食品衛生法の安全基準 (1 ml あたりの細菌は 5 万個以下)を大きく上回る 9 万 8 千個の菌が検出された製品があった。

大阪工場で、大樹工場の汚染された脱脂粉乳を原料に「低脂肪乳」が製造・出荷され、消費者の元に届き食中毒事件が起きた。

大樹工場で、残り 380 袋の汚染された脱脂粉乳は水で戻された後、4月 10日、別の生乳から製造を始めた脱脂粉乳に混合された。

この再利用について、大樹工場は「 菌されるので問題ないと工場長ら 用時に 談 して判断した」としている。しかし、 で黄色ブドウ球菌は死滅するもの 温 殺菌 今回の食中毒事件の原因とな った黄色 の ド ウ球菌がつくる毒素のエンテロ -キ シ Aは毒性を失わない。 これは乳 製 品 識だったはずだが、雪印北海道支社長 敏明は「現場では必ずしも承知して 遠藤 いなかった」という。

(3) 不祥事分析

この不祥事の内容は、食中毒を起こした 点とその後の会見の内容が二転三転した点 に集約することができる。

まず、食中毒を起こした点からこの不祥 事を検討してみよう。食中毒が起きた直接 の原因、流れは(2)の通りである。ところが、 当時の雪印乳業の実態を調べてみると、何かしらの食中毒事件がいつ起きても不思議ではなかったといえそうである。

大樹工場での、衛生管理に対する認識の甘さは(2)で述べた通りである。

この食中毒事件から大阪工場の衛 生管理のずさんさも明らかになっている。 大 阪 工 場 は 、 1956 年 に 製 造 を 開 始 し 、 積 約 2 万㎡である。当時大阪工場に 係 会 社 も 含 め て 、 約 400 人 が 勤 務 してい た。 事件前年度生産量は 11万 2 干 k 1 、 200 億 円 で、66 品 種 を 作 る 主 力 工 出荷額は 場だった。

事件後の調 予備タンクのバルブか 査で、 ブ ド ウ 球 菌が発見されている ンクは二日 に 一 回 以 上 の ペ ー ス で 使 用 印には製造ラインのバル れていた。 雪 分 週一回分解・洗浄する という工場の J 定と月 に一回洗浄を最低基準とす 社 内 定が存 在していた。そして、 実際は月一 回から三 回洗浄されていた。

バルブ 部分の洗浄に携わる担当者は 規定 が あったので(週ー回洗浄の)規定を 5 な くていいと思った」と話している。 問 題のバルブについて、ある従業員は、「内 日洗浄すべきと思っていたが社内規 が頭にあったのでないがしろになっ て 」と話し、またある従業員は、「洗浄 アルのようなかっちりしたものがあ るこ とは知らなかった。十年以上経験則的にや ってきて、事故が起きなかったので問題ないと思った」と話している。もと工場長久保田は、「製造工程がきれいなら未洗浄でも記録を書き加えていいと言った」と洗浄記録の捏造を部下に指示したことを認めている。

バルブに加え、タンクとバルブを結ぶステンレス製配管も特にひどく汚染されていたことがわかっている。

雪印では、 HACCP が 平成 10年 1月から全 国 の 工 場 に 一 斉 に 導 入 さ れ て い た 。 HACCP は 第 2 章 第 2 節 で 述 べ た よ う に 画 期的 な 衛 生 管 理 シ ス テ ム で あ る 。 こ の 導 入 に も か か わ ら ず 、 な ぜ 今 回 こ の よ う な 事 件 が 起 き た の だ ろ う か 。

雪印の元役員は、「現場に慣れが生じてい 巨大マーケットを抱える大阪工場は注 文量の急増で、本来年間生産量は六万 限界のところ、 最近(当時)は十万 t を 生産量の増大に追いつこうと現場 ていた。 の判断ではしてはいけない創意工夫を 地元の業者を使って工程をいろいろ変 えて まい洗浄不足につながった」 と話してい 具体的には、各乳製品の製造過程で発 生 す る 残 乳 を ホ ー ス で 調 整 用 の 貯 蔵 タ ン ク に 還 流 し 、 HACCP の 意 義 を 失 わ せ て い た 。 してホースの先につける逆流防止用の接 続バルブ(逆支弁)やホースの洗浄を、 されているだけで最高3週間怠っていたの である。

らに、この事件とどれほど関係がある か明らかではないが、 衛生管理に おいて大 工場に特有の事情も明らかにな っている。 大阪の乳業界の競争の激しさを示すキーワ ド に 、「 D - 0 」と い う 言 葉 が あ る 。 لح D は Day の略で、D 0 とは製造されたその のうちに店頭に並ぶ牛乳 を指 す。 スーパーが急増した昭和 4 0 年代後半、 メーカー各社は製造後、 店頭に並ぶまでの しに必死であった。 スーパーが 数減 6 を セールストークにし、 メーカーに 0 D 請していたからである。しかし、 を 要 厚生省 は昭和 60 年、メ - カ - に D 0 の 販 求める通達を出している。 D 自 粛 を は 従 業 員に過度の負担をかけ、 衛生管 ろそかになる危険性が高いからであ もお 業 以来、 乳 界で D 0 は禁じ手であ つ が、 大 阪 だ け は 大 阪 の 消 費 者 や ス ー パ ー が 诰 \Box に こだわるために D 0 の納入を けざる を 得 な か っ た 。D 0 を 可 能 に す る に 従業員は午前零時から残 業 で 生産 め、 午 前八時には製品 にして出 荷 してい これでは品質検査の結果が出 る 前

次に、事件後の記者会見の内容が二転三転した点から不祥事を検討してみよう。会

6 月 、 従 業 員 に

ているなど労使協定を守

大阪工場では食中

1 日

大阪労働局から是正勧

1 0

時

っ

並んでしまう。

して、

をさせ

告を受けている。

たと

頭に

残 業

いなかっ

件が発生した

見の度に内容が変わった理由は、会見をした社長らが実態把握を円滑に行うこは、管理体制のずさんさと雪印乳業の組織構造の理体制のずさんるだろう。この実態把握のではが、被害の拡大につながったと指摘されている。

管理体制のずさんさについて、大樹工場は汚染粉乳の実態把握が遅れた理由について、「出荷調整のため、恒常的に製造日の改ざんや簿外処理を行っていたため」と説明している。

また、製造工程に関する記録のずさんだりまた、製造工程に関する記録のががり出いる。大樹工場で別点ではないである。大人は記されている。これで表にいているののではいたである。である。「ACX」は北海道の機を意味する。「ACX」は北海道の機が工場を意味する。

この記入ミスは、次のようにして起きたと推測される。ロット番号 ACQ の脱脂粉 278 袋は大阪工場へ入荷される前、倉庫部社に預けられていた。その時、製造時間が違う 200 袋と 78 袋に分けられて保存的れていた。一方、ほぼ同時に ACX の脱脂 粉10 た。一方、ほぼ同時に ACX の脱脂 れ72 袋も倉庫会社に預けられており、この時は一緒に大阪工場へ運ばれた。この時、工場は ACQ の 200 袋を誤って、ACX として

受け入れてしまったのである。工場の入荷 録 に は 、「 A C Q 7 8 袋 、 A C X 2 7 2 袋 」 と 記 入 されていたことからこの推測がなされた。 EΠ 乳 業の組織構造のまずさ に ついて、 印乳 業 では、 エリア事業 本 部 制 という特 的な経営体制がとられていた。 雪印のエ ァ 業 本部制は公式組織構造にあた 業本部制そのものがま ず い組 I IJ ア 事 لح うわけではない。事業本部 制に 诰 しし は、 本部長に利益を上げる責任 を持たせ、 本部が主体的、かつ積極的に事 業 業 展 る利点がある 。しかし、 で き 情 報 が す という欠点もあり、 雪印乳業の今 る 不祥事ではこの欠点が露呈している。 到. 業は、東京と北海道に本社機能を置き、 六つの支社を置いていたが、各支社の情報 支社単位で止まることが多かったので る。 また、 雪印乳業では支社だけでな < 部門と営 業 • 財務畑の社員同士 の人事 は、 それぞれの畑で個性を生かすという ほとんどなかった。 想があり、 事件 客に対応する営業担当者は工場で何があ たのか、どうなっていたのかが分からず、 対応に困窮していた。

当時の社長石川は初の財務畑出身の社長だった(今までは生産部門出身が続いていた)が、これが経営陣に情報が届くのが遅れ、回収決定が遅れた一つの原因と指摘する声が社内にあった。事件発覚後、社内では情報が錯綜していた。このことから、社内の

情報管理体制が不十分であることが分かる。 実は昔、 雪印乳業は似たような事件を起 ていた。 昭和 3 0 年雪印八雲 工場 で 電が原因で、 た その工場製の脱脂 停 粉 溶血性ブドウ球菌が繁殖し、 学校給 それを飲んだ児童たちが集団食中毒になっ ので あ る。 この事件後、「全社員に告ぐ」 題された訓示が雪印グループの会社員に 布されていた。しかし、 昭 和 6 1 年 以 降 新入社員にこの文書を配布する伝統は打 ち切られている。

組織文化は、 組織・個人の成功と失敗 験を 繰 IJ 返して醸成される。 事件 当時の 乳業 この過去の失敗体験 印 では、 は、 そ く問題が起きなかったため薄 ば 5 いたのだろう。 そして、 大樹工場、 大 阪 衛生管 理等が緩くなって で は、 き も て れま で問題が起きなかったことが成功体験 な 1) そして特に大阪工場には、 需 要 牛乳を生産すべきだとの認 識が強 1) 、 < あ れまで述べてきたような食中毒事件 がる行動をとるよう判断させ、 実 行 させ 組織文化があったのだろうと思われる。

(4) 不祥事後

事件年度の決算で、雪印乳業単体の売り上げが前年比3割以上も落ち込み、516億円の損失を出した。2002年12月11日、後述の雪印食品の偽装事件もあり、産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画

の認定を受けた。現在は牛乳事業を切り離している。

企業行動憲章をつくり、コンプライヤンス事務局を設けた。企業行動憲章はまずりは、章の憲章の憲章を受け、トップがウンの憲章を受け、トップが問題とはあるのでは、なかったとして、全従業員の意とを集めて「行動基準」に作り直された。約2400 人の全社員・パートは月に一分かれ、法令や企業倫理について議論している。

2003年3月からは情報共有と意識改革を目指して、携帯電話メールシステムは公が導入されている。このシステムは毎日午後8時過ぎに社長ら約20人の役員の携帯電話にメールが届き、苦情や工場で通りでの事故やトラブルは緊急メールででに情報を共有するというものである。

元 工 場 長 ら に 有 罪 判 決 、 雪 印 乳 業 に は 食品 衛 生 法 法 人 違 反 と し て 、 罰 金 50 万 円 の略 式 命 令 が 出 さ れ て い る 。

第 3 節 雪 印 食 品 株 式 会 社

(1)企業概要

雪印食品株式会社は、1950年に創業した雪印乳業系列の食品会社である。ハム・ソーセージなどの食肉製品やジャム、パン粉などを製造、販売していた。雪印乳業が65.61%の株を持ち、雪印乳業の子会社であった。従業員は約2000人いて、正社員、

パートタイマー、アルバイト、嘱託から構成されていた。パートとアルバイトで約1000人いた。

(2) 不祥事概要

2001年に、雪印食品が狂牛病対策として国が実施した国産牛肉買い制度をある省い取事件である。 が 神の 金を騙して 東京 は 中の 発表 に を を の 発表 に は 肉の りの は 中の が 狂 中 の りの が に は 肉の りゅう で ある は は は の で ある は は は かった 後 却 処 からものである。

同年10月22日、雪印食品の菅原関西ミートセンター長から西宮冷蔵の沖営業担当次長宛てに、狂牛病対策の政府買い取り支援制度に申請するため細かい打ち合わせがしたいと連絡があっている。

その場を退散した。

同年同月 25 日、関西ミートセンターより沖に保管している商品の在庫報告を提出せよと連絡が入る。直ちに FAX にて、送付する。

同年同月 27日、菅原より沖に BSE 対策 に関して電話では話しにくいことがあるの で打ち合わせしたいとの連絡が入る。

同年同月 29 日午前、関西ミートセンターより、沖にオーストラリア輸入チルドビーフの在庫分からロット指定した商品に関し、ここの重量を明記し報告せよと FAX による連絡が入る。

年同月同日午後、 沖は菅原、 同 小 林、 野と 面 談する。 内容はチル ド ビー フ 和 ースに詰め替え、 それを国産和牛と 称 偽 装 し、BSE対策の政府買い取り支援 度に充当するので、その作業に見合うだけ 作業 スペース(600 ケース(10t)分である) 確保すること、作業工程は関西ミートセ を ターの営業 のみで行うから、 西宮冷蔵 含め何人たりともその場に立ち入ら ない うにす ること、作業修 了後は速やかに冷 庫に倉替えの上、別ロットにて管理する 蔵 ことである。

この時の沖の心理の描写は二つに分かれる。一つは、重大事件だとの認識はなかったとするものである。他方は、大切なお得意先の要望であり、相手は雪印スノーブランドという有名巨大な組織の幹部である。

絶対に不正行為など働くわけない、いやそう思わなければならない。犯罪に巻きのまれるのではないかと危惧しつつも、その場の空気は優位的立場にある者が弱者に対して反論の余地なく承諾させるものであったとするものである。

同年同月 30 日、詰め替え用のチルドビーフ 20 ケース、擬装用ケースが関西ミートセンターから西宮冷蔵に搬入される。

同年同月 31 日、関西ミートセンターより、菅原、小林、宮本、有楽、山口、矢富、 古川、多田の 7 人が西宮冷蔵に来て、作業 をした。

同年 11 月 1 日、関西ミートセンター菅原より、沖宛に「国産牛肉」の部位名を示す商品名、ケース数量、産地名、入庫年月日の詳細が送付される。

同年同月2日、沖は指示通りに、コンピュータで入庫記録を改ざんする入力作業を行う。

同年同月3日、関西ミートセンターより 沖に、偽装分を含む全商品を日本ハムする 一セージ工業協同組合宛に名義変更をの と、そして名義変更後の在庫証明書を作成 することとの指示があった。沖は指示通り に在庫証明書を作成し、関西ミートセンターに FAXを送信した。

同年 12 月上旬、朝日新聞社から偽装について沖への取材がある。朝日新聞社は、 雪印食品社員の内部告発によって事件をつ かんでいた。沖は、取材について水谷社長へ報告し、水谷または沖は雪印食品に正規の手続きによって再申請するように忠告したが、菅原は高圧的に口止め工作に終始した。

2002年1月20日、水谷社長は兵庫県警の刑事の友人に一連の出来事について相談し、証拠書類一式を渡す。

同年 1 月 2 3 日、水谷社長は内部告発を し、社会に明らかとなった。

他にも、本社と関東ミートセンターでも輸入牛を国産と偽装していたことが判明している。

(3) 不祥事分析

ミートセンター長・菅原は、 個人の 西 雪印食品の経営不振を 利 得 目的ではなく、 盧 して上記の行為に及んでいる。 この詐 欺行為は、 業界最大手の日本ハムやハン ンなどによっても行われている。 食肉 り、このような行 不振という背景もあ らせる文化が雪印食品の組織だけでな ζ, ったことがうかがえ 界全体にあ る 印 品は事件当時、 雪印乳業の食中毒事 件も ぁ 1) 厳 しい経営状況であった。 こ う 界、 菅原らが偽装に手 会 社の状況から、 出した背景には、 偽 装 を 許 す 組 織 文 化 が う。 沖のこの行為にかかわる ったのだろ 時 の 心 理 描 写 は 2 通 り あ る が 、 一 つ は そ し た 組 織 文 化 を 共 有 す る こ と で 、 知 ら ず 知

らずれの。割職、行うには、 が性はに認め、 が性はには、 が性はには、 が性はには、 がはるののではいるがののではいるがのでは、 がはるののではいるがのではいるがのでは、 がはないではいるがのでは、 がはないではないがのできるができる。 がはないでは、 がはないできるができる。 がはないできる。 がはないできる。 がはないできる。 がはないできる。

(4) 不祥事後

親会社の雪印乳業の集団食中毒事件と時期的に重なって会社の信用がなくなり、2002年四月末に解散した。

関西ミートセンター長・菅原哲郎、ミート営業調達部長・田茂、デリカハム・ミート事業本部長付部長・広瀬正夫、ミート営業調達部営業グループ課長・杉山静夫、関東ミートセンター長・田崎裕輔ら5人は、実行責任者として懲役2年執行猶予3年の有罪判決を受けている。

第 4 節 株式会社不二家

(1) 企業概要

不 二 家 は 1910 年 (明 治 43 年)に 藤 井 林 右 衛 門 が 横 浜 に 洋 菓 子 店 を 開 店 し た こ と か ら 始 ま る 。 2007 年 (当 時)不 二 家 は 、 銀 座 に 本 社 を 置 く、洋 菓 子 業 界 3 位 の 老 舗 で あ っ た 。 本 社 の 下 に 、 ケ ー キ な ど の 洋 菓 子 販 売 の 洋 菓子チェーン事業本部と、スーパーやコン ビニェンスストアで売るチョコレートなど の卸売りをする菓子事業本部を置き、 部制がとられていた。菓子事業本部の下に は、平塚工場、秦野工場(5441人)、 富士 洋菓子事業チェーン事業本部の下 野工場、 には、九州工場(約 80 人)、泉佐野工場、 幌 工 場 、 野 木 工 場 (約 240 人)、 埼 玉 工 場 (約 310 人)があった。生産体制は各事業部が完 全 分 離 し て い る 。 2006 年 末 時 点 で は 、 店 は 全 国 96 店 舗 、 フ ラ ン チ ャ イ ズ 707 店 舗、レストラン・カフェ 91 店舗を展開 て い た 。 こ こ 数 年 は 不 振 が つ づ き 、 2006 年 3 月 期 連 結 決 算 は 赤 字 で あ り 、2006 年 5 月 に再建計画を発表していた。

(2) 不祥事概要

2006年 10月から 12月にかけて、不二家の埼玉工場で期限切れの牛乳を使ってシュークリームを製造、出荷等して騒がれた

埼玉工場での問題は主に次の5点だった

2006年6月8日に作ったシューロールから食品衛生法が定める基準の約 10 倍、同社の自主基準の約 100倍にあたる細菌数が検出されたが、113本が出荷された。

2006年 10月から 11月に、8回にわたり消費期限が 1日過ぎた牛乳を使って、シュークリーム計 1万6千個を製造、出荷した。

2006年 10月から 11月に、4回にわたり、リンゴの加工品の賞味期限が最長で 4日過ぎているのにアップルパイに使用し、計500個を出荷した。

2004年6月から10月に、プリンの消費期限を社内基準より1日長く表示して数十個出荷した。

2004年に 1ヶ月で 50 匹のねずみを工場内で捕獲した。

(3) 不祥事分析

シューロールについて、本来は再検査の後、廃棄しなければならなかったが、検査結果について社内での連絡が不徹底だったため、出荷に至ったという。埼玉工場製造のシューロールの細菌検出量は国の基準の10倍と説明していたが実際は 64倍であり、出荷量は当初の説明の 6倍だったことが後に判明する。

しかしその後、製品の消費期限改ざんを く知っていたこと、 工場関係者が広 中には 上司の指示で消費期限が切れた原料を使っ もあったことが分かる。このことは、 場合 の問題を組織ぐるみで行ったことを隠し 場の個人に責任をおしつけようとした 価 されることになった。 ただ 工 場 に て熟練職人に拠るところが多かったのも 事実である。

2007年1月 11日の埼玉県生活衛生 会見で、 同社の製造日報にはシュ ク に何日に納品された牛乳を使 つ ていた 記録 さ れていないこと、 材料の 納 品 \Box も記録されていないことが分 費期 限 か 細川修課長は、「おおざっぱだ。 た 大 量 う大手メーカーなら当然、 品 を扱 残 し て るべき記録で、何でないのか ے う しし だ と述べている。 この不備が明ら かに な た 製 品 を原材料ごとに追跡するため の 検マニュアルなどは、 法令や条 や点 例 め 5 れていない努力義務だった。 内の食品衛生マニ ュアルの内容 問 を われ 理の担当者は 「手元に資 も 質 て 品 管 料が いから分からない」 ے 話 していた。 題 問 把握にあたり、工場での聞き取り調 られていた。 頼

2007年 1月 かし、 17日の埼玉工場 の立ち入り検査で食品 衛生マニ 度 ュアル 賞味期限チ ح 料消費・ ェ ック 表 製造工程にかかわる 種類の記録簿が確 14

認 さ れ る 。 こ の こ と か ら 管 理 記 録 の 管 理 がず さ ん だ っ た こ と が 分 か る 。

不二家は、川口保健所に提出した報告書で、期限切れの原料を使った原因は、在庫管理の不徹底のほか「消費賞味期限に対する認識に甘さがあった」としている。

埼 玉 I 場広門工場 長は、 消費期 限切れの 乳, ったという報告を受けていた を 使 品 回収や本社への報告を怠った。 商 品の 査の途中経過を見て、「菌の数が 検 に達 していなかったので問題はないだろ 値 う لح 認 識 した」 と話す。

またこのことについて2006年11月に不二家は事実を把握していたが、「出荷時の細菌検査に問題はなく、健康被害の苦情もなかったので公表しなかった。認識が甘かった。」と広報担当者は言う。

プリンについて、工場長をはじめ、生産管理課長、製造課長、現場担当者ら関係者全員が、うその期限表示を容認していた。消費期限の延長は2005年、10月頃には常態化していたものとみられる。

「 2006 年 以上の 一連 問題の発端は の 月 日消費期限の牛乳 $4 \square$ ット分を 11月 に 使用した との社内告発であ った。 不 J 家 月 中に事 実を把 は 1 1 握 し、 対策 を 開 **〈**。 調 査 を 担当したのは構造改革 **- ムだった。** クトチ こ の 調 杳 を 担 社内構造買改革 たチームは、 プ ジ ク I 2010 P という洋菓子チェーン事 業本部の改

と全社的マネジメントの構造改革を目指 外 部 \Box ン サルタントとの合 同 チー ムだ た。 この外 部 コンサル タ ン -は 藤 井 社 (当時)が選定 した食 製 品 造 食 品 衛 生 に していないいわゆる Γ 戦 略 ン サル \exists 彼らは、 1 だ った。 工場の 問 題 点 を 1 に 強 烈な印象を 与え る よう な ゃ 1) 方 で が、 善 に つなげ لح し た 実 情改 る こ なか た 経 営 陣 に は コン サ ルの派手 つ だ パ ン ス との認 識が フ ー マ あ た こ オ つ 外 部 ンサ ルの報告資料 がー 部 社外に流 の \Box 問 題が社会に明る 出 た لح で こ の み 出 る こ ے ったのであ る に な

問 題には以下のような背景がある の 家 は、 バブル経済崩壊後の不況と菓子 場の 変化が原因で、1990年代半ば、岩手、 を 閉 古 屋、 茨木(大阪)の 3 工 場 鎖 て 280 人の希望退職を募るなど大規 模な IJ 実 施 している。 経 営 陣か 6 は埼 玉 コス -ダ ウンの会社の方針が強 に < 打 ち 棄における環境問題への配 さ れ、 廃 要 請 が あ った

菓子製 家 洋 造現場には、 の 伝 統 質 味 を 醸 し出す技術や技能 を 有 す る の が 存 在 していた。 どれほど以前 の 話 か った 昔 は 原 が、 で き な か 材料 の 配 合 を 組 の 権 限 な < 現場で 変え ている 例 も ば U ば という。 次第に 職人の あ つ た 高 鯸 に ょ ス ラ で 、 退 職 ゃ IJ -工場 から 熟 練 U た 職人は減っていく。定年後、 パート ے

て工場で働きつづける者もいたが、工場の 技 術 力や技能レベルは落ちていった。 そこ で、 不二家では熟練菓子職人の代わりに、 製造の関 する社内基準が作成されてい 子 しかし現場では熟練菓子職人の指示に た。 う 慣 習 があ IJ、 埼玉工場では、 パー 前の研修なしで作業を見よう見まねで ていたという。工場にはかなりのマニ ルはあるが、工場はそれを好んでいなか ったのだ

今回の不二家の問題で出てくる消費期限とは、不二家が品質試験に基づいて独自に定めた社内基準であり、国が定める消費期限より短めに設定されていた。消費期限切れ原料の使用といわれるが、JAS法には反していなかった。

以上の事情から、 社内基準に反して期 切れ原料の使用や消費期限の一日延長を ことに抵抗感が相当程度低下し ている であった。 また、 生産現場の従業員た ち 経 営 陣のコストダウン、 生産 性向 上 重視する意識を察していて、「何を 言って 何も変わらないという」諦めの意識が蔓延 していた

そして品質上の問題が起きることがなかったためにこれが組織の成功体験となって、 期限切れ原料使用、消費期限を一日延長する表示をすることが常態化してくる。

埼玉工場では、不況という社会の状況、それを受けた経営陣の方針と工場現場の意

との乖離、 工場内の熟練職人の存在 情が絡み合って、 カ 等の事 衛生 管 **ത** 意 識 が甘 くなり、 また期限が切れ て るものだ、 料 は 使 用 この原 す この て 限を一日延長して表示す は消費 期 る も 判断、 という 認 識 その行動 を させ る 組 文化が で きていたといえそ うで あ る

業 ることも 上記組 織 文 化 事 部 制 で あ 成. の 一 因 と考え られ る。 事業部制 は、 第 3 入る機会が少ないため、 B が 埼 玉 I 製 造 現場における緊 張感の欠落 や、 管 0 理 制 の 甘さ 管 理 意 識 の薄 さの 原 因と な と考 え られている。 しか 部制 し事 業 自 たわけではない。 悪 か つ 菓子 事 業 本 衛生問 にあ る I 場 では特に 題 が 出て 洋菓子チェー ン事業本部 は、 か った。 制のデメリットを克服できなかったので ある。

この問題の報道では、食品業界において、以前雪印が大きな事件を起こしていたことや偽装が続々と明らかになっていたこともあって、不二家は厳しいバッシングを受けることになった。

(4) 不祥事後

2007年1月11日、全国約890箇所に展開している直営店とフランチャイズ店で洋菓子販売を休止した。全国5箇所の工場も、品質管理が徹底できるまで操業停止となった。

不 二 家 は 山 崎 パ ン か ら 支 援 さ れ る こ と が 決 定 し、 山 崎 製 パ ン が 実 施 し て い る AIB 食 品 安 全 シ ス テ ム の 導 入 す る こ と に な っ た 。 現 在 は 山 崎 パ ン の 子 会 社 と な っ て い る 。

2007年 5月 2日、チョコレートなど卸売り菓子の 3 工場で取得していた品質管理の国際規格 ISO9001の登録が一時失効したことを発表する。

2007年3月期連結決算の当期損益は、過去最悪の80億円の赤字となり、売上高は前期比24.7%減の639億円、営業損益も66億円の大幅赤字となった。

第 5 節 事 例 研 究 か ら の 考 察

組織文化とは、組織で共有された価値と意味のセットないし体系であり、組織文化は組織や個人の認識、判断、行動に影響を与える。

毒事件と不二家の問題 EΠ 食中 では、 題行為が常態化していたし、牛肉偽装は 食品だけでなく、 多くのメー カーに て行われていた。それぞれの不祥 事検討か それぞれの問題行為の背景には、 そ ょ うな行為に至らせる健全でない組織文化 があるといえそうであった。 そうで あ ば、 不 祥 事は組織文化が健全でないと 6 是正することで予防する こと いて、 が で しかしこれは、 うであ る。 織の中に 組 とって現実には困難であ る者に る。 EΠ 食品の事例でみた沖のように組織文化によ る パ ワ ー を 意 識 的 ・ 無 意 識 的 に 受 け る か ら で あ る 。

今 回の事例研究では、 取り上げる不祥 どの実態を 因、 つかみ、 原 過程 な そ うな組織文化があったかを にどのよ 考 どの る こ ے が主眼点だったため、 ょ う に た 5 不 祥 事 が 防げたかという提言 を で に は 至 らな かった。 しかし こ 究. で不祥事の 背景には健全でない組織文 が 存 在 こ とが分かっ た。そし て い る U 囙 乳 と不二家の不祥事を問題行為に着 業 問 題行為だと す る 人全員が 必 ず も ていないことを 捉えて 意図的 ない不 で 雪 印食品 の不祥事を 問題 行 為 着 手 者 題行為だ ے 認 識 していたこ ے を 捉 え 的な不祥事 とす る と、 意 図 的 でない不 义 を起こ す企業は組織に欠陥 を 抱えてい るといえそうであることも分かった。

そ れ ぞ れ の 不 祥 事 は 社 会 に 影 響 を 与 え、 社会を動かした。 雪印乳業は HACCP を 不 二 し、ど し、 家は ISO9001 取 得 2 章 第 2 節で概観した責任ある経営 のた ムを 経営に取り入れていたにも シ ス テ かかわ 5 ず、 不祥事を起こ してい る

ED 乳 業の事件は、 大阪工場が総合 衛生 理 過 程(HACCP が要件、 厚生労 製 造 審 查 / 承 認)承認工場であったことから、 で 類審査のみであった承認 ま 書 審査 入されるとともに、 地 調 査 が導 3 年ご ے に更新申請が必要とされるなど「総合衛生

管理製造過程」を見直すきっかけとなっている。

連の食品業界の不祥事、 特に不二 不 祥 事 を 受 け て、2007 年 1月末厚生労 は、 食品事業 者と自治体に対して、 消 への食への不振が拡大することを懸 念 生管理とその監視の徹底を求める異例の 出 通知 を してい る

不 二 家 の不祥事は当時の社会の食への る事件といえるだろう。 不 二 識を表徴 す 健康被 害を出さなかったにもかかわらず、 は 件として騒がれた結果、 大きな事 山崎パン 子会社となっている。 こ のことは先に 乳業の食中毒事件や雪印食品や日本ハム どが起こした一連の牛肉偽装 事 件 が 大 き しているだろう。社会の食品業界へ 影 鏗 < の疑惑が深ま っていた。

不二家はこのような社会の意識変化に対応すべきであったといえるが、組織文化や組織構造に多くの問題を抱えており、現実にはそれは無理なことだった。

最後に 今 回 事 例を見ていく中で、 コンプ イアンスに ついての理解 がよ り深まった。 ラ 業 を絞りその企業業務に 関連 す る 法 令を る とになって、 法律では最低 ライ られていなかったり、 定め 努 力 義 務 ے 定められていなかったり て しか す る も のが とを知った。 いこ 一方、 雪印 乳 業 や不 は法律より厳しい又は法律にはない社内 基準を作成していた。このようなことは、

産業新聞取材班[17]16~140ページ

ソニーのカンパニー制導入について [w5]http://www.setsunan.ac.jp/kubolabo/files /seminar_1/03/027116.pdf

朝日新聞、2001年12月27日。

朝日新聞、2007年2月10日。

岩田[6]

朝日新聞、2007年1月12日。

朝日新聞、2007年1月16日。

朝日新聞、2007年1月12日。

不二家[w1] 信頼回復対策会議最終報告書 http://www.fujiya-peko.co.jp/company/csr/pdf /assembly_20070419_01.pdf

朝日新聞、2007年2月4日。

不二家[w1] 信頼回復対策会議最終報告書 http://www.fujiya-peko.co.jp/company/csr/pdf /assembly_20070419_01.pdf

朝日新聞、2007年3月27日。

不二家[w1] 2006年度(112期)期末決算 http://www.fujiya-peko.co.jp/company/ir/data /report.html

朝日新聞 2007年2月3日。

第 5 章 社会からの信頼を求めて

本論文の目的は、企業不祥事を起こしにくくし、信頼ある社会を構築するにはどうしたらよいかを考えることであった。

そのた めに まずは企業不祥事の 原因、 を 知 る ことが必要と考え、 文 献 や事 研 れを探 ることに した。 か 5 こ 本 論 文 の点に力点を おいたので、 目的までたど つ < ことはできなかった といえ

時点でこ 現 の問いに 対 次の か し、 し とがいえる だ ろう。 不祥 事 の背 景に は 常 識 とは乖 離した独自の健全で ない 組 文化があ 組 織 文化は組織に所 る こ と、 根拠とな 人の行為 の 1) 、 不祥事の重 不祥事を起こしにく 因 とな と、 くす る こ は多種多様、多数にあるこ 具体的方策 る そ てその方策は業界ごとに共通する部分 あ る だ ろうが、 企業によって異なるとい うことである。

上 か 5 ` この問いに対して一言で لے 難しそ うであ IJ、 私もまだま だ は 考 察 を す る 必要はあるが、 こ の問 い を 大 き < 捉え て、 今一つの答えを提示す る لح た ら、組織文化にその企業の CSR の 考 浸透させることであろう。 C S R 方 を は ح 社会の 関係性を問い、 企業経営の あ IJ 方 のものを問う概念 であった。 とすれば CSRの考え方が組織 の企業 の 文化に浸 透していると、 組織文化が社会常識と乖離 することはなく、不祥事は起きにくくなる と考えるからである。

組織文化は業績向上のために着目されて きた概念であるが、この概念は組織の健全 化においても重要であるといえるだろう。 先述の通り本論文では、さらにすすんだ

組織文化にその企業の CSR の考 え方 を浸 にはどうすればよいのか させ لے る った 策に ま では至らなかった。 ただ 現時点 で 2 え こ とは、 第 2 章 第 節で 概観 る た り組みをするだけでは不十 な 取 分 で あ う これは第4章 い こ とであ る。 の事 例 から 分かる。 この点に ついて、 考えてい くこと は今後の私の 課 題であ る

本 論 文では、 社会から企業不祥 事を減ら より 安心して暮らせる安全な 社会、 る社会を構築していくにはどうした あ ょ いかという問いの答えを考えてきた。 安 安全な社会の構 築へ向けて、 企業 不 が社会から減少することはその一 部で ないかもしれない。しかし、 企 業 の 力が大きい今日の社会では重要 な 部 で 私は考える。 また、 不祥事 を起 さ こ 組織 を 整えていくことも企業 にと っては 終 営 活動の一部でしかないかもしれない。 これもまた企業の存続の可否にか か かわる重要な一部であると私は考えている。 引用文献一覧

年

- [1]福丸典芳『ISO9001 内部監査指摘ノウハウ集』日本規格協会、2007年
- [2]郷原信郎『企業法とコンプライアンス』 東洋経済新報社、2006年
- [3]浜辺陽一郎『コンプライアンスの考え 方 信頼される企業経営のために』中央公 論新社、2005年
- [4] 一橋大学商学部経営学部門『経営学概論』税務経理協会、1999年
- [5]伊丹敬之・加護野忠男『ゼミナール経 営学入門』日本経済新聞社、2003年
- [6]岩田行雄『牛肉偽装事件の真相とその第印の社会的責任を問う 』2003年
- [7]金子憲康・中原健夫・結城大輔『製品事故にみる企業コンプライアンス態勢の実践』金融財政事情研究会、2007年
- [8]間嶋崇『組織不祥事 組織文化論による分析 』文眞堂、2007年
- [9]水尾順一・田中宏司『CSR マネジメント』生産性出版、2004年
- [10]水尾順一・田中宏司・池田耕一『やわらかい内部統制』日本規格協会、2007年 [11]水谷雅一『経営倫理』同文舘出版、2003
- [12] 岡本浩一・鎌田晶子『属人思考の心理学:組織風土改善の社会技術』新曜社、2006 年
- [13] 奥島孝康『企業の統治と社会的責任』 金融財政事情研究会、2007年

- [14]桜井稔『内部告発と公益通報』新公社、 2006年
- [15]十川宏邦『経営組織論』中央経済者、 2006年
- [16]谷本寛治『CSR 企業と社会を考える』 NTT出版、2006年
- [17] 産業新聞取材班『ブランドはなぜ墜ちたか 雪印、そごう、三菱自動車 事件の 真相』角川文庫、2001年
- [18]梅田徹『企業倫理をどう問うか』日本 放送出版協会、2006年

```
引用 URL 一覧
[w1]不 二家 株 式 会 社
    http://www.fujiya-peco.co.jp
[w2]環境省 http://www.env.go.jp/
[w3]経済産業省 http://www.meti.go.jp
[w4]三菱自動車
    http://www.mitsubishi-motors.co.jp
[w5]摂南大学
http://www.setsunan.ac.jp/
[w6]東京電力 http://www.tepco.co.jp
```

http://www.snowbrand.co.jp

[w7]雪印乳業株式会社